

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成24年12月26日

**【発行者名】** ブラックロック・ジャパン株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 出川 昌人

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

**【事務連絡者氏名】** 加藤 淳一郎

**【電話番号】** 03-6703-4935

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック拡大欧州株式ファンド

**【届出の対象とした募集内国投資信託  
受益証券の金額】** 5,000億円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4) 【発行(売出)価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

### (5) 【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ。)

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。「累積投資コース」の場合、分配金の再投資は無手数料とします。

(6)【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位(以下「購入単位」といいます。)は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成24年12月27日から平成25年6月28日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの購入取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(9)【払込期日】

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに、購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」でお払込みください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

## (12)【その他】

## 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

## 日本以外の地域における発行

行いません。

## 購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載
- ・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信 / 海外 / 株式に属しています。下記は、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### < 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

##### < 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり
一般	年2回	日本		( )
大型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
中小型株	年6回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式))				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

## &lt; 各分類および区分の定義 &gt;

## ．商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## ．属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（株式））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として株式に投資する。
決算頻度による属性区分	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	欧州、エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域、エマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。

上記は、社団法人投資信託協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額は、5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

### 1. 新興ヨーロッパ諸国等の株式に投資します。

主として、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国(以下「新興ヨーロッパ諸国等」といいます。)の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とするブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行います。

投資対象とする新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国は以下の通りです。

ロシア、トルコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、カザフスタン、ウクライナ、エストニア、ラトビア、リトアニア、ベラルーシ、トルクメニスタン、クロアチア、スロベニア、スロバキア、セルビア、ルーマニア、ブルガリア、キプロス、グルジア、アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、アルバニア、マケドニア、イスラエル、モロッコ、チュニジア、アルジェリア、エジプト、レバノン

投資対象国・地域は、今後変更になる可能性があります。

また、上記は投資対象国・地域であり、全ての国の株式に投資を行うことを示すものではありません。

## 新興ヨーロッパ諸国等の魅力

### 拡大するEU(欧州連合)経済圏

ポーランド、チェコ、ハンガリー等の新加盟国はEU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。

### 期待される高成長

新興ヨーロッパ諸国等は、下記のような要因により先進国と比較してより経済成長が期待できる地域であり、魅力的な投資対象地域であると考えます。

### 新興ヨーロッパ諸国等の成長要因



### 拡大

EU加盟をきっかけに、西欧諸国との経済的結びつきがより強まり、更なる経済発展が期待されます。EU経済圏は今後さらに大きく拡大していくことが予想されます。

## 経済自由化

社会主義時代に構築された経済発展の基盤となる社会インフラを備えています。更に、教育水準が相対的に高く、低水準の賃金で質の高い労働力が経済発展を牽引していくと考えます。

## 豊富な天然資源

ロシアは、天然ガス、石炭、石油などの様々な天然資源に恵まれた資源国です。世界人口の増加と中国、インドなどの新興国の発展により、今後もエネルギー需要の増加が予想され、ロシア経済もその恩恵を受け、成長が期待されます。

## 2. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

当ファンドは「BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド<sup>\*1</sup>」と「BGF ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド<sup>\*2</sup>」に投資します。

\*1 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券」です。

\*2 正式名称は、「ブラックロック・グローバル・ファンズ(ルクセンブルグ籍証券投資法人) ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」です。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。

通常、BGF エマージング・ヨーロッパ・ファンド(ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券)の投資比率を高位に保ちます。

投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行うことがあります。

## 3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

### (2) 【ファンドの沿革】

平成18年4月20日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

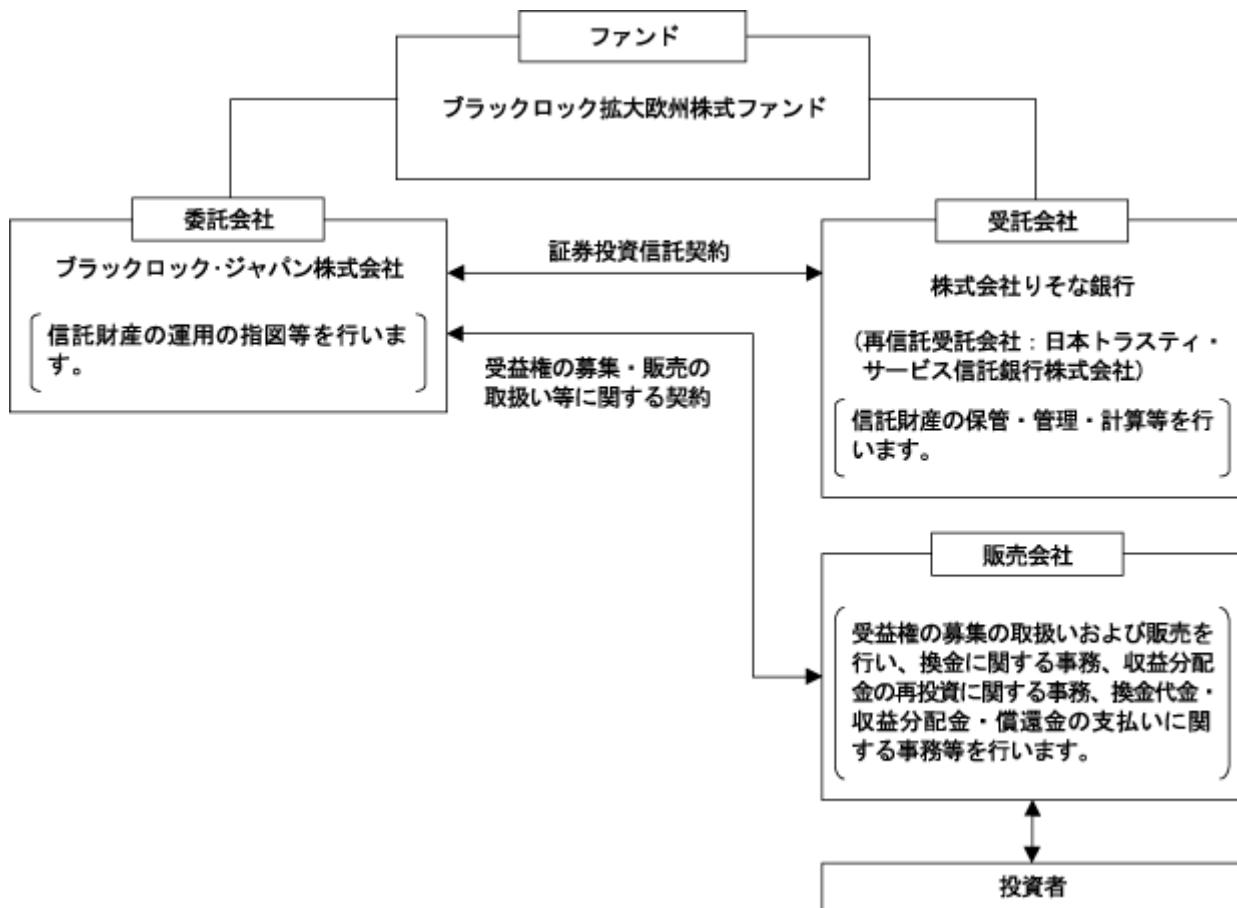
平成18年10月1日 ファンド名称を「メリルリンチ拡大欧州株式ファンド」から「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」に変更

平成19年1月4日 投資信託振替制度への移行

平成21年12月2日 ファンドの委託会社としての業務をブラックロック・ジャパン株式会社からパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社（新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社）に承継

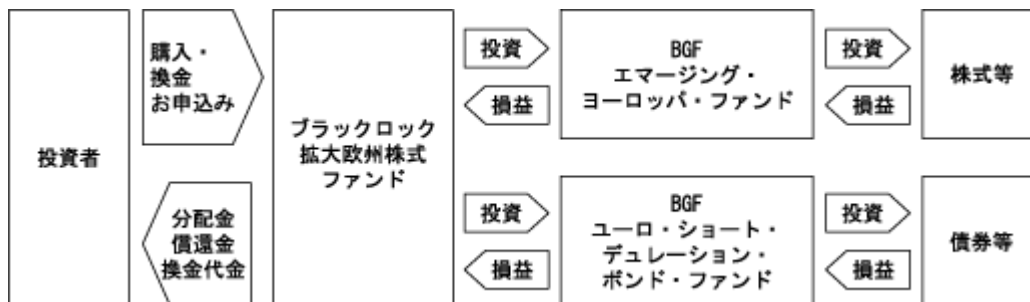


## (3) 【ファンドの仕組み】



## &lt;ファンド・オブ・ファンズの仕組み&gt;

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



## &lt; 契約等の概要 &gt;

## a . 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

## b . 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

## &lt; 委託会社の概況 &gt;

平成24年9月末現在の委託会社の概況は、以下の通りです。

## a . 資本金 2,435百万円

## b . 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社)設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社)設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社)設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号：「ブラックロック・ジャパン株式会社」

## c . 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,158株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

主として、新興ヨーロッパ諸国等の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要な投資対象とし、ブラックロック・グループの運用会社が運用する投資信託証券に投資します。副次的な投資対象として、海外の短期債券等に投資する投資信託証券にも投資を行います。投資対象とする投資信託証券は別に定めるものとします。

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況動向および各投資信託証券の収益性等を勘案して委託会社が決定します。通常、新興ヨーロッパ諸国等の株式を主要な投資対象とする投資信託証券への投資比率を高位に保ちます。

別に定める投資信託証券は、委託会社の判断により、変更することがあります。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、～のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの選定にあたっては、上記の投資方針の他、当ファンドの運営上の効率性等を勘案します。

### (2)【投資対象】

#### a．投資対象とする資産の種類(約款第21条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託および投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) 金銭債権
- (c) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限ります。)

#### b．投資対象とする有価証券(約款第22条第1項)

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)および投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- (a) 国債証券

- (b) 地方債証券
- (c) 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
- (d) 短期社債等(株式、社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
- (e) コマーシャル・ペーパー
- (f) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (g) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)から(d)の証券および(f)の証券および証書のうち(a)から(d)の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債((d)、(f)の証券および証書のうち(d)の性質を有するものを除く)にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

c . 投資対象とする金融商品(約款第22条第2項)

この信託の設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用の指図をすることができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 投資対象ファンドの概要

投資方針における「別に定める投資信託証券」の概要は以下の通りです。

## (a) B G F エマージング・ヨーロッパ・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の70%以上を新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。
設定日	1995年12月29日
存続期間	無期限
主な投資対象	新興ヨーロッパ諸国および地中海沿岸諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。</li> </ul>
管理報酬	ありません。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	ありません。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

## (b) B G F ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

形態	ルクセンブルグ籍(オープン・エンド型)会社型外国投資証券(ユーロ建て)
投資目的および投資態度	純資産総額の80%以上を投資適格債に投資し、トータル・リターンを最大化することを目指します。純資産総額の70%以上をデュレーションが5年未満のユーロ建て投資適格債に投資し、ファンドの平均デュレーションは3年程度とします。通貨エクスポージャーについては柔軟に運用します。
設定日	1999年1月4日
存続期間	無期限
主な投資対象	主としてユーロ建ての投資適格債を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一発行体の譲渡性のある証券への投資は、原則としてファンドの純資産総額の10%以下とします。</li> <li>・ 純資産総額の5%を超えて投資しているすべての発行体について、ファンドが保有する譲渡性のある証券の総額は原則として純資産総額の40%を超えないものとします。</li> </ul>
管理報酬	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。(注)
その他費用	保管報酬および事務の処理に要する諸費用がファンドから差し引かれます。
決算日	年1回(原則として8月末日)に決算を行います。
収益分配方針	原則として、分配を行いません。
申込手数料	投資運用会社と委託会社間の契約により、免除されます。
管理会社	ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー
投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド
保管会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(インターナショナル)リミテッド

(注) 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

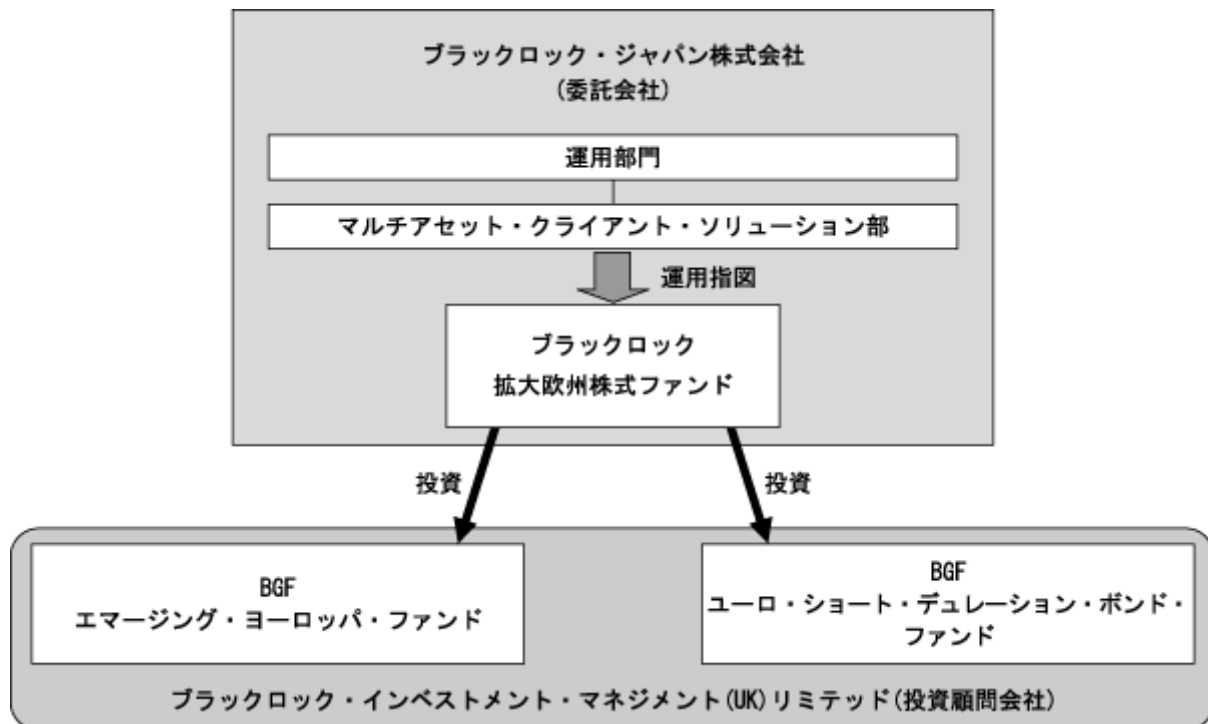
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

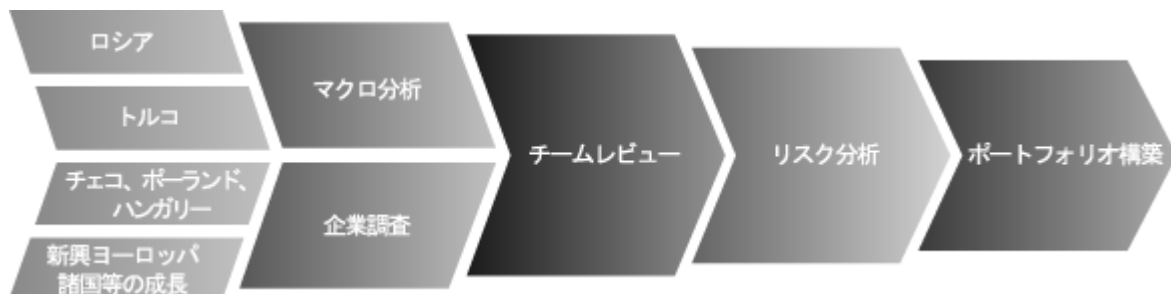
社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等に従って運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。

当ファンドの運用は、マルチアセット・クライアント・ソリューション部（当ファンド担当：3名程度）が担当いたします。



運用体制は、変更となる場合があります。

## &lt;参考：主要投資対象ファンドの運用プロセス&gt;



主要投資対象ファンドの運用プロセスは、変更となる場合があります。

## ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約3.67兆ドル<sup>\*</sup>(約286兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

\* 2012年9月末現在。(円換算レートは1ドル=77.8円を使用)

### (4)【分配方針】

#### 収益分配方針

年2回の毎決算時(4月1日および10月1日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

#### a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。

#### b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市況動向によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額については保証するものではありません。

#### c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。))を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。



b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

#### 収益分配金の支払い

##### a. 支払時期と支払場所

###### (a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等においてお支払いします。

###### (b) 累積投資コースの場合

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。累積投資契約<sup>\*</sup>に基づき、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

##### b. 時効

投資者が、a.(a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (5)【投資制限】

以下は、当ファンドの約款で定める投資制限です。

a. 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )

b. 投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )  
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

c. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )  
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

d. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限 )  
約款および定款等においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます。)投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の50%以内とします。

## e．受託会社の自己または利害関係人等との取引(約款第23条)

(a) 受託会社は、投資者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。)、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、投資信託約款に定める資産への投資を、信託業法、投資信託および投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(b) (a)の取扱いは、「公社債の借入れ」、「外国為替予約の指図および範囲」、「有価証券売却等の指図」、「再投資の指図」および「資金の借入れ」における委託会社の指図による取引についても同様とします。

## f．特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## g．公社債の借入れ(約款第26条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 換金等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

## h．外国為替予約の指図および範囲(約款第27条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

## i．資金の借入れ(約款第34条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て(換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用によりに生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### 基準価額の変動要因

##### a．株価変動のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、新興ヨーロッパ諸国、地中海沿岸諸国および近隣諸国の株式(同地域において重要な事業展開を行っていると考えられる同地域以外の企業の株式を含みます。)を主要投資対象とします。したがって、新興ヨーロッパ諸国等の経済および市場動向または組入株式の発行会社の経営・財務状況に応じて、組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b．為替変動リスク

当ファンドは、外貨建ての投資信託証券を投資対象とします。当該投資信託証券に対して為替ヘッジを行いません。また、当ファンドの投資対象ファンドは、外貨建資産に投資を行います。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c．カンントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、主としてエマージング（新興）市場の発行体が発行する株式に投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d．債券投資のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

#### e．デリバティブ取引のリスク

当ファンドの投資対象ファンドは、先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができません。このような投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から投資対象ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

#### ファンド運営上のリスク

##### a．購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付についても取り消す場合があります。

##### b．ファンドの繰上償還

当ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

##### c．法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

##### d．収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## (2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

購入時の申込手数料(以下「購入時手数料」といいます。)は、購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.10%(税抜2.00%)の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間での配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年1.029% (税抜0.98%)	年1.029% (税抜0.98%)	年0.042% (税抜0.04%)	年2.10% (税抜2.00%)

投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

#### (4)【その他の手数料等】

信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁します。

下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドに係る保管報酬および事務処理に要する諸費用が別途投資対象ファンドから支払われます。

#### (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含む。)である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等(購入時手数料は含まれません。)が当該投資者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。



- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われま  
す。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の  
算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本  
払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別  
分配金)」については、下記「収益分配金の課税について」を参照。)

#### 換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合  
換金時および償還時の差益(譲渡益)が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合  
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金  
(特別分配金)」(投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額  
の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、  
b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の  
額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が  
普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元  
本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

#### 個人、法人の課税の取扱いについて

- a. 個人の投資者に対する課税  
(a) 収益分配金の課税について

[平成24年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得  
税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税(配当控除なし)と申告分離課税(10%(所得税7%およ  
び地方税3%))のいずれかを選択することができます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（10.147%（所得税7.147%および地方税3%））のいずれかを選択することができます。

[平成26年1月1日以降]

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

[平成24年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、10.147%（所得税7.147%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

[平成26年1月1日以降]

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益(譲渡益)については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

b. 法人の投資者に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、7.147%(所得税7.147%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

[平成26年1月1日以降]

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。)の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。  
課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

「ブラックロック拡大欧州株式ファンド」

(1)【投資状況】(平成24年10月末現在)

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	1,044,870,472	97.12
内 ユーロ	1,044,870,472	97.12
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	30,998,628	2.88
純資産総額	1,075,869,100	100.00

(注) 地域は発行通貨の国で区分しております。

(2)【投資資産】(平成24年10月末現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラスJ投資証券	ユーロ	投資証券	96,525	10,835.12	1,045,860,271	10,711.17	1,033,896,187	96.10
2	ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券	ユーロ	投資証券	7,097	1,541.08	10,937,633	1,546.25	10,974,285	1.02

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 地域は発行通貨の国で区分しております。

## 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.12

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成24年10月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成18年10月2日)	1,628,926,932	(同左)	0.9478	(同左)
第2期(平成19年4月2日)	1,286,880,019	1,404,463,808	1.0944	1.1944
第3期(平成19年10月1日)	1,888,531,589	1,984,982,607	1.1748	1.2348
第4期(平成20年4月1日)	1,751,651,544	(同左)	0.9434	(同左)
第5期(平成20年10月1日)	1,203,057,928	(同左)	0.6536	(同左)
第6期(平成21年4月1日)	519,943,317	(同左)	0.3292	(同左)
第7期(平成21年10月1日)	1,066,626,655	(同左)	0.5481	(同左)
第8期(平成22年4月1日)	1,095,172,336	(同左)	0.6686	(同左)
第9期(平成22年10月1日)	989,844,932	(同左)	0.6066	(同左)
第10期(平成23年4月1日)	1,015,575,260	(同左)	0.7236	(同左)
第11期(平成23年10月3日)	820,649,006	(同左)	0.4362	(同左)
第12期(平成24年4月2日)	1,348,900,032	(同左)	0.5777	(同左)
第13期(平成24年10月1日)	1,069,505,292	(同左)	0.5266	(同左)
平成23年10月末現在	963,978,538		0.5184	
平成23年11月末現在	881,943,667		0.4816	
平成23年12月末現在	808,421,539		0.4502	
平成24年1月末現在	860,134,907		0.5027	
平成24年2月末現在	900,576,883		0.5791	
平成24年3月末現在	1,305,933,934		0.5676	
平成24年4月末現在	1,315,709,315		0.5457	
平成24年5月末現在	1,079,492,971		0.4454	
平成24年6月末現在	1,135,321,673		0.4714	
平成24年7月末現在	1,136,094,073		0.5036	
平成24年8月末現在	1,111,262,576		0.5081	
平成24年9月末現在	1,077,167,118		0.5304	
平成24年10月末現在	1,075,869,100		0.5375	

## 【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	
第2期	0.1000
第3期	0.0600
第4期	
第5期	
第6期	
第7期	
第8期	
第9期	
第10期	
第11期	
第12期	
第13期	

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	5.2
第2期	26.0
第3期	12.8
第4期	19.7
第5期	30.7
第6期	49.6
第7期	66.5
第8期	22.0
第9期	9.3
第10期	19.3
第11期	39.7
第12期	32.4
第13期	8.8

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

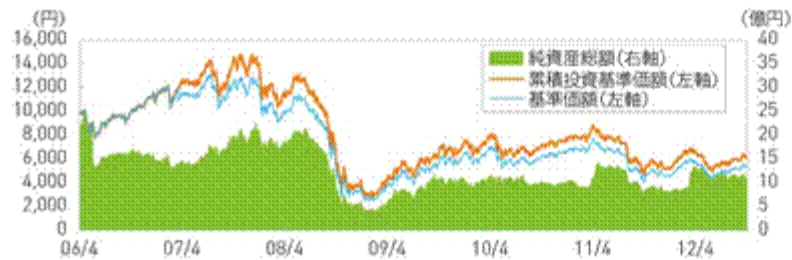
## (4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,776,414,381	1,057,737,675	1,718,676,706
第2期	375,464,360	918,303,168	1,175,837,898
第3期	796,014,389	364,335,319	1,607,516,968
第4期	756,164,838	506,955,550	1,856,726,256
第5期	311,376,957	327,549,616	1,840,553,597
第6期	54,624,097	315,888,335	1,579,289,359
第7期	1,327,837,102	960,969,532	1,946,156,929
第8期	504,370,852	812,464,819	1,638,062,962
第9期	562,745,375	568,961,843	1,631,846,494
第10期	390,253,074	618,543,769	1,403,555,799
第11期	788,565,977	310,665,567	1,881,456,209
第12期	868,975,001	415,485,718	2,334,945,492
第13期	119,820,535	423,778,945	2,030,987,082

(参考情報)

運用実績（2012年9月28日現在）

## 基準価額・純資産の推移



※ 累積投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

## 分配の推移

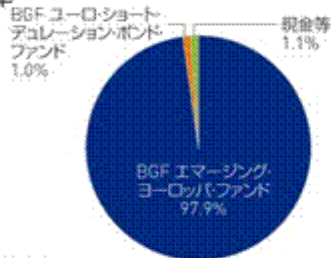
設定来累計		1,600円
第8期	2010年4月	0円
第9期	2010年10月	0円
第10期	2011年4月	0円
第11期	2011年10月	0円
第12期	2012年4月	0円

※ 分配金は税引前、1万口当たり

## 主要な資産の状況

※ 組入上位10銘柄、国別構成比率、業種別構成比率ならびに通貨別構成比率の状況は、当ファンドの主要投資対象である「BGF エマージングヨーロッパファンド」の運用状況です。比率は「BGF エマージングヨーロッパファンド」の純資産総額に対する割合です。

## 資産構成比率



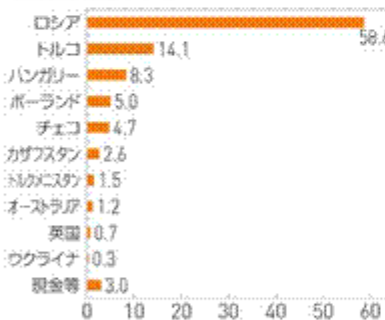
※ 比率は対純資産総額。

四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

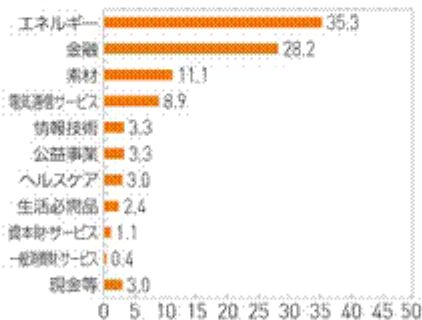
## 組入上位10銘柄(%)

銘柄名	比率
1 ガズプロム	9.4
2 スベルバンク	9.4
3 ルクオイル	8.9
4 ウラルカリー	4.6
5 スルグトネフテガス	4.1
6 ガランティ銀行	3.9
7 ノパテック	3.4
8 Mail.ru Group	3.3
9 OTP銀行	3.2
10 ボシュラクネ・ザクラド・ウベスピクゼン	3.2

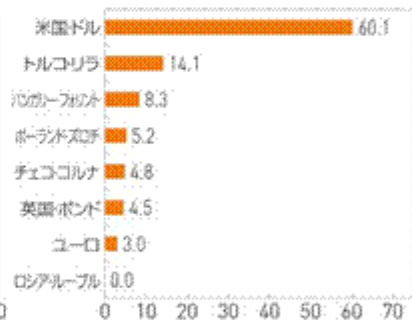
## 国別構成比率(%)



## 業種別構成比率(%)



## 通貨別構成比率(%)

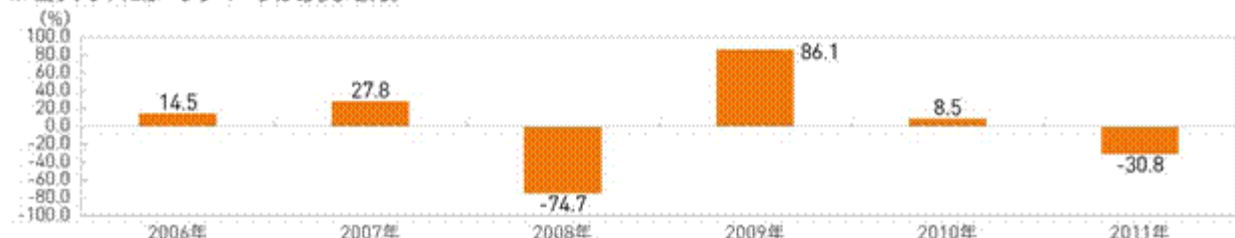


## 年間収益率の推移

※ 2006年は設定日(4月20日)から年末までの収益率を表示しています。

※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。

※ 当ファンドにはベンチマークはありません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。

※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。



## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。取り扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社までお問い合わせください。「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (3) 受付時間

購入の受付は、申込期間中の午後3時までには受付けたものを当日のお申込とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入は翌営業日のお取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

## (4) 購入不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (5) 購入単位

「一般コース」、「累積投資コース」の2つの方法があります。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

## (6) 購入価額

受益権の購入価額は、購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には購入時手数料は含まれておりません。

## (7) 購入時手数料

a . 購入受付日の翌営業日の基準価額の3.15% (税抜3.00%) を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

b . 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

## (8) 購入代金のお支払い

受益権の投資者は、販売会社が定める日までに購入代金(購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料(消費税等相当額を含みます。))を販売会社に支払うものとします。

## (9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。

投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の受付は、午後3時までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日のお取扱いとします。

### (2) 換金単位

1口以上1口単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (3) 換金不可日

ルクセンブルグ証券取引所の休場日、ルクセンブルグの銀行の休業日、12月24日、その他投資対象ファンドの受付不可日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても換金は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

### (4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、換金受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

### (5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。

### (6) 換金代金のお支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

### (7) 換金の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよび既に受付けた換金の受付を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとします。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「拡大欧州」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

投資信託証券：金融商品取引所(海外取引所を含む)に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場(海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場)で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格(原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格)で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300(受付時間 営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

#### (4)【計算期間】

計算期間は4月2日から10月1日および10月2日から翌年4月1日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

## ファンドの償還条件等

- a．委託会社は、このファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b．委託会社は、換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、このファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c．a．およびb．の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d．c．の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e．d．の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a．およびb．のファンドの償還を行いません。
- f．委託会社は、このファンドの償還をしないこととしたときは、償還しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g．d．～f．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d．の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h．委託会社は、監督官庁よりこのファンドの償還の命令を受けたときはその命令に従い、ファンドを償還させます。
- i．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

j . i . にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 d . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこのファンドを償還させます。

#### 信託約款の変更

a . 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b . 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる投資者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c . b . の公告および書面には、投資者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d . c . の一定の期間内に異議を述べた投資者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e . 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる投資者に対して交付します。ただし、全ての投資者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a . ~ e . の規定にしたがいます。

#### 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

## 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続き

「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

## 公告

委託会社が投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

## 4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者(投資者)の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

#### <一般コース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

投資者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

#### <累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する投資者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者(償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。)にお支払いを開始します。

なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金のお支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

## (3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として、5営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこのファンドの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## (4) 反対者の買取請求権

ファンドの償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた投資者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## (5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（平成24年4月3日から平成24年10月1日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第12期 (平成24年4月2日現在)	第13期 (平成24年10月1日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	64,045,936	11,417,607
投資証券	1,315,591,636	1,057,689,449
派生商品評価勘定	307,800	35,910
未収入金	-	13,282,709
その他未収収益	10,776	14,410
流動資産合計	1,379,956,148	1,082,440,085
資産合計	1,379,956,148	1,082,440,085
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	21,099,500	-
未払受託者報酬	189,599	246,339
未払委託者報酬	9,292,945	12,072,563
その他未払費用	474,072	615,891
流動負債合計	31,056,116	12,934,793
負債合計	31,056,116	12,934,793
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,334,945,492	2,030,987,082
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	986,045,460	961,481,790
（分配準備積立金）	28,601,997	23,659,779
元本等合計	1,348,900,032	1,069,505,292
純資産合計	1,348,900,032	1,069,505,292
負債純資産合計	1,379,956,148	1,082,440,085

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期 (自 平成23年10月4日 至 平成24年4月2日)	第13期 (自 平成24年4月3日 至 平成24年10月1日)
<b>営業収益</b>		
受取利息	9,607	6,634
有価証券売買等損益	189,796,653	25,662,520
為替差損益	55,797,968	137,629,676
その他収益	31,930	42,819
営業収益合計	245,636,158	111,917,703
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	189,599	246,339
委託者報酬	9,292,945	12,072,563
その他費用	520,301	727,345
営業費用合計	10,002,845	13,046,247
営業利益又は営業損失（ ）	235,633,313	124,963,950
経常利益又は経常損失（ ）	235,633,313	124,963,950
当期純利益又は当期純損失（ ）	235,633,313	124,963,950
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	28,694,066	26,493,548
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,060,807,203	986,045,460
剰余金増加額又は欠損金減少額	232,098,887	180,046,663
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	232,098,887	180,046,663
剰余金減少額又は欠損金増加額	364,276,391	57,012,591
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	364,276,391	57,012,591
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	986,045,460	961,481,790

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

##### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

###### (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

###### (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

###### (3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

##### 2 デリバティブの評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

##### 3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

##### 4 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準  
約定日基準で計上しております。

##### 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

###### (1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

###### (2) 計算期間末日の取扱い

第13期計算期間は第12期計算期末が休業日であったため、平成24年4月3日から平成24年10月1日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

項目	第12期 (平成24年4月2日現在)	第13期 (平成24年10月1日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,334,945,492口	2,030,987,082口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 986,045,460円	元本の欠損 961,481,790円
3 1口当たり純資産額	0.5777円	0.5266円

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期 (自平成23年10月4日 至平成24年4月2日)	第13期 (自平成24年4月3日 至平成24年10月1日)
分配金の計算過程	第12期計算期末における、費用控除後の配当等収益(38,070円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(288,813,136円)、分配準備積立金(28,563,927円)により、分配対象収益は317,415,133円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	第13期計算期末における、費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(252,434,200円)、分配準備積立金(23,659,779円)により、分配対象収益は276,093,979円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

## （金融商品に関する注記）

### I 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は投資証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動のリスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「債券投資のリスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に併い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## 金融商品の時価等に関する事項

第12期 (平成24年4月2日現在)	第13期 (平成24年10月1日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左  (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第12期 (平成24年4月2日現在)	第13期 (平成24年10月1日現在)
期首元本額	1,881,456,209円	2,334,945,492円
期中追加設定元本額	868,975,001円	119,820,535円
期中一部解約元本額	415,485,718円	423,778,945円

## 2 有価証券関係

第12期(平成24年4月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	162,356,286
合計	162,356,286

第13期(平成24年10月1日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	25,733,025
合計	25,733,025



## 3 デリバティブ取引関係

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

区分	種類	第12期(平成24年4月2日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	ユーロ	20,789,800	-	21,097,600	307,800
合計		20,789,800	-	21,097,600	307,800

区分	種類	第13期(平成24年10月1日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	13,317,290	-	13,281,380	35,910
合計		13,317,290	-	13,281,380	35,910

## (注1) 時価の算定方法

## 為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ユーロ	ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド ク ラスJ 投資証券	99,931.140	10,482,776.580	
		ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボ ンド・ファンド クラスA 投資証券	7,230.950	107,885.770	
	ユーロ 小計		107,162.090	10,590,662.350 (1,057,689,449)	
投資証券 合計			107,162.090	1,057,689,449 (1,057,689,449)	
合計				1,057,689,449 (1,057,689,449)	

投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
ユーロ	投資証券 2 銘柄	100.0%	100.0%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

[次へ](#)

(参考情報)

当ファンドは、「ブラックロック・グローバル・ファンズ エマージング・ヨーロッパ・ファンド クラス」投資証券」及び「ブラックロック・グローバル・ファンズ ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド クラスA投資証券」(以下、両者を併せて「同ファンド」という。)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資証券は、すべて同ファンドの投資証券であります。同ファンドの状況は以下のとおりであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外です。

同ファンドの状況

- (1) 同ファンドは、ルクセンブルグにおいて設立されたオープンエンド型投資法人が発行するファンドであり、同ファンドの現時点で日本語に翻訳された直近の情報は、2012年2月29日に終了する中間計算期間(2011年9月1日から2012年2月29日まで)に係る中間財務書類であります。
- (2) 当該中間財務書類は、同ファンドを含む「ブラックロック・グローバル・ファンズ」の2012年2月29日現在の中間財務書類のうち、同ファンドにかかる部分を、委託会社において抜粋し、その原文を翻訳したものです。なお、中間財務書類に含まれる「投資有価証券明細表」の銘柄については原文通り英語表記で行っております。なお、ルクセンブルグにおける独立監査人の監査を受けておりません。

[次へ](#)

純資産計算書 2012年2月29日現在

	注記	エマージング・ ヨーロッパ・ ファンド	ユーロ・ショート・ デュレーション・ ボンド・ファンド
		ユーロ	ユーロ
<b>資産</b>			
投資有価証券 - 取得原価		1,793,090,493	1,774,433,982
未実現評価益		101,174,938	24,353,319
投資有価証券 - 時価	2 (a)	1,894,265,431	1,798,787,301
銀行預金	2 (a)	4,964,753	1,438,766
未収利息および未収配当金	2 (a)	24,741	26,929,506
売却投資有価証券未収金	2 (a)	11,512,182	555,043
販売投資証券未収金	2 (a)	4,226,495	8,766,743
以下に係る未実現評価益：			
未決済先渡為替予約	2 (c)	-	2,674,763
スワップの時価	2 (c)	-	13,599,407
買建オプション / スワップオプションの時価	2 (c)	-	824,186
その他の資産	2 (a, c)	-	137,289
資産合計		1,914,993,602	1,853,713,004
<b>負債</b>			
銀行からの借入金		11,726,823	15,364,648
未払収益分配金	2 (a)	-	18,284
購入投資有価証券未払金	2 (a)	6,666,288	5,358,273
買戻し投資証券未払金	2 (a)	2,185,462	18,496,059
以下に係る未実現評価損：			
未決済先物予約	2 (c)	-	1,746,480
未決済先渡為替予約	2 (c)	9,957	-
売建オプション / スワップオプションの時価	2 (c)	-	7,799
その他の負債		3,865,430	1,546,227
負債合計		24,453,960	42,537,770
純資産合計		1,890,539,642	1,811,175,234

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## 3 会計年度末における純資産価額の概要 2012年2月29日現在

## エマージング・ヨーロッパ・ファンド

	通貨	2012年 2月29日現在	2011年 8月31日現在	2010年 8月31日現在	2009年 8月31日現在
純資産合計	ユーロ	1,890,539,642	1,867,600,524	2,247,833,875	1,599,265,741
以下の1口当たり純資産価額：					
クラスA 毎年分配型投資証券	ユーロ	94.26	84.81	90.56	67.43
クラスA 無分配投資証券	ユーロ	94.26	84.81	90.56	67.43
クラスA シンガポール・ ドル・ヘッジ無分配投資証券	シンガポール ・ドル	8.80	7.98	-	-
クラスA 英国報告型投資証券	英ポンド	79.63	75.28	75.04	59.56
クラスB 無分配投資証券	ユーロ	81.60	73.78	79.57	59.85
クラスC 無分配投資証券	ユーロ	79.70	72.16	78.02	58.82
クラスD 無分配投資証券	ユーロ	99.34	89.05	94.37	69.73
クラスE 無分配投資証券	ユーロ	88.27	79.62	85.44	63.94
クラスJ 無分配投資証券	ユーロ	106.19	94.59	98.99	72.28
クラスQ 無分配投資証券	ユーロ	79.12	71.63	77.59	58.66
クラスX 無分配投資証券	ユーロ	108.91	97.01	101.52	74.12
クラスX 英国報告型投資証券	英ポンド	79.99	75.70	75.00	-

## 3 会計年度末における純資産価額の概要 2012年2月29日現在(続き)

## ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

	通貨	2012年 2月29日現在	2011年 8月31日現在	2010年 8月31日現在	2009年 8月31日現在
純資産合計	ユーロ	1,811,175,234	1,894,733,762	3,016,844,960	753,853,262
以下の1口当たり純資産価額:					
クラスA 毎日分配型投資証券	ユーロ	11.63	11.41	11.56	11.39
クラスA 毎月分配型投資証券	ユーロ	11.64	11.43	11.57	11.41
クラスA 無分配投資証券	ユーロ	14.57	14.15	14.08	13.65
クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券	スイス・フラン	10.23	9.99	10.02	-
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	米ドル	10.44	10.15	10.14	-
クラスA 英国報告型投資証券	英ポンド	14.33	13.92	-	-
クラスA 英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券	英ポンド	10.23	9.93	10.08	-
クラスA 米ドル・ヘッジ英国報告型投資証券	米ドル	10.27	9.99	-	-
クラスB 毎日分配型投資証券	ユーロ	11.22	11.01	11.15	11.00
クラスB 無分配投資証券	ユーロ	12.67	12.37	12.42	12.17
クラスC 毎日分配型投資証券	ユーロ	10.97	10.76	10.90	10.75
クラスC 無分配投資証券	ユーロ	12.38	12.10	12.18	11.96
クラスD 無分配投資証券	ユーロ	14.79	14.34	14.21	13.73
クラスD 英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券	英ポンド	10.31	9.99	-	-
クラスE 無分配投資証券	ユーロ	13.75	13.39	13.38	13.04
クラスI 無分配投資証券	ユーロ	14.68	14.24	14.11	-
クラスX 無分配投資証券	ユーロ	14.86	14.38	14.20	13.67

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

損益および純資産変動計算書 2012年2月29日に終了した会計期間

	注記	エマージング・ ヨーロッパ・ ファンド	ユーロ・ショート・ デュレーション・ ボンド・ファンド
		ユーロ	ユーロ
期首純資産		1,867,600,524	1,894,733,762
収益			
預金利息		48,798	-
債券利息		-	26,821,020
配当金		8,366,726	103,924
貸付有価証券		174,209	10,720
収益合計	2 (b)	8,589,733	26,935,664
費用			
銀行利息		3,200	25,873
スワップ利息		-	1,523,814
管理事務代行報酬	5	2,089,078	661,249
保管および預託報酬	6	1,037,624	200,729
販売報酬	4	505,771	1,940,969
税金	7	359,311	419,790
投資運用報酬	4	14,345,754	5,646,696
管理事務代行報酬 / 投資運用報酬の減額	5	-	(855,755)
費用合計		18,340,738	9,563,365
純（損失） / 利益		(9,751,005)	17,372,299
以下に係る実現純評価益 / （損）：			
投資有価証券	2 (a)	(229,922,705)	18,149,121
先物予約	2 (c)	-	(11,885,973)
オプション契約	2 (c)	-	(216,465)
スワップ取引	2 (c)	-	(4,934,670)
先渡為替予約	2 (c)	(2,665,350)	(13,888,688)
その他の取引に係る外国通貨		2,515,537	4,686,290
当期実現純評価損		(230,072,518)	(8,090,385)
以下に係る未実現評価益 / （損）の純変動額：			
投資有価証券	2 (a)	414,853,000	23,666,439
先物予約	2 (c)	-	4,942,818
オプション契約	2 (c)	-	(1,232,226)
スワップ取引	2 (c)	-	10,253,300
先渡為替予約	2 (c)	(24,708)	4,779,653
その他の取引に係る外国通貨		88,039	6,336
当期末実現評価益 / （損）の純変動		414,916,331	42,416,320
運用成績による純資産の増加		175,092,808	51,698,234
資本の変動			
投資証券発行による正味受取額		339,013,668	549,060,263
投資証券買戻しによる正味支払額		(491,167,358)	(684,211,391)
資本の変動による純資産の減少		(152,153,690)	(135,151,128)
配当金宣伝額	14	-	(105,634)
期末純資産		1,890,539,642	1,811,175,234

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

発行済投資証券口数変動表 2012年2月29日現在

## エマージング・ヨーロッパ・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎年分配型投資証券	4,609	1,187	361	5,435
クラスA 無分配投資証券	18,569,180	3,613,379	4,851,477	17,331,082
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券	437,332	97,940	133,655	401,617
クラスA 英国報告型投資証券	49,393	7,087	6,122	50,358
クラスB 無分配投資証券	155,349	2,008	32,282	125,075
クラスC 無分配投資証券	422,835	9,791	76,278	356,348
クラスD 無分配投資証券	997,208	185,465	439,342	743,331
クラスE 無分配投資証券	1,603,239	213,756	412,045	1,404,950
クラスJ 無分配投資証券	99,361	-	21,288	78,073
クラスQ 無分配投資証券	5,159	-	500	4,659
クラスX 無分配投資証券	100,345	-	100,295	50
クラスX 英国報告型投資証券	96,088	45,698	96,145	45,641

## ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド

	期首発行済 投資証券口数	当期発行 投資証券口数	当期買戻し 投資証券口数	期末発行済 投資証券口数
クラスA 毎日分配型投資証券	625,224	100,394	166,412	559,206
クラスA 毎月分配型投資証券	695,171	120,345	455,543	359,973
クラスA 無分配投資証券	38,317,698	14,816,581	13,159,458	39,974,821
クラスA スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	174,114	1,535	10,420	165,229
クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券	53,670	81,681	8,493	126,858
クラスA 英国報告型投資証券	1,547,430	107,823	241,046	1,414,207
クラスA 英ポンド・ヘッジ英国報告型 投資証券	2,765,856	307,911	907,417	2,166,350
クラスA 米ドル・ヘッジ英国報告型 投資証券	98,620	2,123	26,773	73,970
クラスB 毎日分配型投資証券	8,700	-	-	8,700
クラスB 無分配投資証券	71,203	-	16,992	54,211
クラスC 毎日分配型投資証券	36,410	-	-	36,410
クラスC 無分配投資証券	10,039,424	1,746,497	2,927,745	8,858,176
クラスD 無分配投資証券	34,214,567	14,334,374	11,935,297	36,613,644
クラスD 英ポンド・ヘッジ英国報告型 投資証券	51,348	23,579	5,326	69,601
クラスE 無分配投資証券	38,990,141	6,383,558	11,691,753	33,681,946
クラスI 無分配投資証券	2,015,848	50,914	-	2,066,762
クラスX 無分配投資証券	8,171,985	1,035,799	7,748,141	1,459,643

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。



## エマージング・ヨーロッパ・ファンド

投資有価証券明細表 2012年2月29日現在

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ファンド			
	アイルランド		
100,810,583	Institutional Cash Series Plc - Institutional Euro Liquidity Fund	100,810,583	5.33
	英国		
4,266,273	Eastern European Trust Plc/The	11,771,405	0.62
343,000	Ukraine Opportunity Trust Plc/The	542,940	0.03
		12,314,345	0.65
ファンド合計		113,124,928	5.98
普通ノ優先株式およびワラント			
	バミューダ		
2,174,715	VimpelCom Ltd ADR	19,878,600	1.05
	英領バージン諸島		
863,732	Mail.ru Group Ltd GDR	25,547,029	1.35
	キプロス		
8,757,923	AFI Development Plc 'B'	3,905,087	0.21
	チェコ共和国		
1,981,333	CEZ AS	64,438,568	3.41
247,680	Komerčni Banka AS	36,483,223	1.93
		100,921,791	5.34
	ハンガリー		
547,896	MOL Hungarian Oil and Gas Plc*	35,835,520	1.89
2,091,182	OTP Bank Plc*	29,225,785	1.55
236,282	Richter Gedeon Nyrt	31,706,173	1.68
		96,767,478	5.12
	カザフスタン		
4,059,218	KazMunaiGas Exploration Production GDR	53,937,177	2.85

公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
ポーランド			
9,424,067	Bank Millennium SA	9,936,331	0.53
547,271	Bank Pekao SA*	20,881,959	1.10
506,763	KGHM Polska Miedz SA*	18,805,707	1.00
3,204,703	PGE SA	15,560,113	0.82
4,357,717	Polski Koncern Naftowy Orlen S.A.	38,008,821	2.01
34,310,925	Polskie Gornictwo Naftowe i Gazownictwo SA	30,411,203	1.61
1,093,561	Powszechna Kasa Oszczednosci Bank Polski SA	9,117,517	0.48
917,989	Powszechny Zaklad Ubezpieczen SA	74,547,505	3.94
		217,269,156	11.49
ロシア連邦			
2,089,674,565	Federal Grid Co Unified Energy System JSC	18,435,049	0.97
17,275,035	Gazprom OAO ADR	171,515,636	9.07
233,134,765	IDGC Holding JSC	17,674,939	0.93
3,008,421	Lukoil OAO ADR	144,762,711	7.66
2,096,141	Mechel ADR	18,085,521	0.96
53,664	MMC Norilsk Nickel OJSC	7,927,059	0.42
91,049	MMC Norilsk Nickel OJSC ADR	1,353,267	0.07
3,845,876	Mobile Telesystems OJSC ADR	52,702,901	2.79
3,657,555	Mostotrest	18,635,354	0.99
862,660	NovaTek OAO GDR	94,047,682	4.97
815,514	Novolipetsk Steel OJSC GDR*	14,630,090	0.77
1,086,570	Pharmstandard OJSC GDR	14,793,179	0.78
6,116,924	Rosneft Oil Co GDR	35,457,328	1.88
14,505,320	Sberbank of Russia ADR	149,514,082	7.91
3,837,966	Sistema JSFC GDR*	62,349,016	3.30
35,322,556	Surgutneftegas OJSC (Pref)	17,990,616	0.95
4,259,510	Surgutneftegas OJSC ADR	33,775,546	1.79
1,868,859	Uralkali OJSC GDR*	56,678,905	3.00
		930,328,881	49.21
トルコ			
1,022,450	BIM Birlesik Magazalar AS	27,071,367	1.43
34,196,818	Dogan Sirketler Grubu Holding AS	10,514,645	0.56
1,624,742	Koza Altin Isletmeleri AS	23,798,792	1.26
287,873	Tupras Turkiye Petrol Rafinerileri AS	5,298,521	0.28
6,571,077	Turk Hava Yollari	7,408,272	0.39
8,678,045	Turkcell Iletisim Hizmetleri AS	35,502,901	1.88
34,838,621	Turkiye Garanti Bankasi AS*	99,085,843	5.25
8,165,916	Turkiye Halk Bankasi AS*	42,544,278	2.25
5,645,647	Turkiye Is Bankasi*	10,029,597	0.53
2	Turkiye Sinai Kalkinma Bankasi AS	2	0.00
		261,254,218	13.83

## 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券

保有高	銘柄	評価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
	アラブ首長国連邦		
4,639,641	Dragon Oil Plc	32,169,181	1.70
	英国		
3,759,374	Eurasian Natural Resources Corp Plc	32,043,915	1.69
4,525,309	JKX Oil & Gas Plc	7,108,845	0.38
123,000	Ukraine Opportunity Trust Plc/The (Wts 30/4/2012)	9,145	0.00
		39,161,905	2.07
	普通/優先株式およびワラント合計	1,781,140,503	94.22
	公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券合計	1,894,265,431	100.20
	投資有価証券合計	1,894,265,431	100.20
	その他の純負債	(3,725,789)	(0.20)
	純資産合計(ユーロ)	1,890,539,642	100.00

\* 貸付有価証券. 詳細については注記11を参照のこと。

添付の注記は、これらの財務書類の不可分の一部である。

## 業種別内訳 2012年2月29日現在

	純資産比率 (%)
エネルギー	37.05
金融	25.67
材料	9.17
通信サービス	9.02
電気・ガス・水道	6.13
投資ファンド	5.98
ヘルスケア	2.46
工業	1.94
消費者主要品	1.43
情報技術	1.35
その他の純負債	(0.20)
	100.00

## 未決済先渡為替予約 2012年2月29日現在

買予約	売予約	受渡日	未実現利益/(損失) (シンガポール・ドル)	未実現利益/(損失) (ユーロ相当額)
シンガポール・ドル・ ヘッジ投資証券クラス				
EUR 89,064	SGD 148,053	15/3/2012	976	583
SGD 3,631,856	EUR 2,181,043	15/3/2012	(17,636)	(10,540)
未実現純損失			(16,660)	(9,957)
未実現純損失合計				(9,957)

注：当該取引による未実現純損失は、純資産計算書に含まれている（注記2c参照）。

## ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド 組入れ上位10銘柄

保有高	銘柄	2012年2月29日現在	
		時価 (ユーロ)	純資産比率 (%)
EUR 85,009,244	Bundesrepublik Deutschland Bundesobligation Inflation Linked Bond 2.25% 15/4/2013	97,730,918	5.40
EUR 67,849,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.75% 15/9/2016*	70,620,632	3.90
EUR 69,545,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 2.25% 1/11/2013*	69,687,567	3.85
EUR 66,026,598	Institutional Cash Series Plc - Institutional Euro Liquidity Fund	66,026,598	3.65
EUR 54,300,000	FMS Wertmanagement AoR 2.25% 14/7/2014	56,016,151	3.09
EUR 36,137,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.25% 1/7/2014	37,348,493	2.06
EUR 31,105,000	Austria Government Bond '144A' 3.8% 20/10/2013	32,703,641	1.80
EUR 30,000,000	Belgium Government Bond 4.25% 28/9/2013	31,442,400	1.74
PLN 114,505,000	Poland Government Bond 5.25% 25/10/2020	27,656,874	1.53
EUR 25,000,000	France Government Bond OAT 4% 25/10/2013	26,395,875	1.46

[前へ](#) [次へ](#)

## 財務書類に対する注記

## 1. 組織

ブラックロック・グローバル・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープンエンド型の投資法人（変動資本を有する会社型投資信託、すなわちSICA V）であり、2011年6月30日までは2002年12月20日付のルクセンブルグ法（以下「2002年法」という。）パートに基づき、2011年7月1日以降は2010年12月17日付のルクセンブルグ法（以下「2010年法」という。）パートに基づいて設立されている。

2012年2月29日現在、当社は64のファンド（以下「当ファンド」という。）における投資証券を発行している。各ファンドは、それぞれ個別の資産プールである。各ファンドは、以下の投資証券のクラスに分類されており、それぞれ個別の投資証券により表象されている。

## 投資証券のクラス

2012年2月29日現在、当社は以下のクラス投資証券を発行している。

## 投資証券クラスの名称

## クラスA

クラスA 毎年総収益分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスA 英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券	クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスA 毎年分配型投資証券	クラスA 米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎年分配型投資証券	クラスA 毎月予想総収益分配型投資証券
クラスA 毎日分配型投資証券	クラスA 無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券	クラスA 豪ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎月分配型投資証券	クラスA スイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 豪ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	クラスA ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎月分配型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 香港ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	クラスA 香港ドル・ヘッジなし無分配投資証券
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ毎月分配型投資証券	クラスA ポーランド・ズロチ・ヘッジ無分配投資証券
クラスA 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA 米ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスA シンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期総収益分配型投資証券	クラスA 英国報告型投資証券
クラスA 毎四半期総収益分配英国報告型投資証券	クラスA 英ポンド・ヘッジ英国報告型投資証券
クラスA 毎四半期分配型投資証券	クラスA 米ドル・ヘッジ英国報告型投資証券
クラスA ユーロ・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	

## クラスB

クラスB 毎日分配型投資証券	クラスB 無分配投資証券
クラスB ユーロ・ヘッジ毎日分配型投資証券	クラスB ユーロ・ヘッジ無分配投資証券
クラスB 毎四半期分配型投資証券	クラスB 英ポンド・ヘッジ無分配投資証券
クラスB 英ポンド・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスB シンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
クラスB 米ドル・ヘッジ毎四半期分配型投資証券	クラスB 米ドル・ヘッジ無分配投資証券

## クラスC

クラスC 毎日分配型投資証券	クラスC 米ドル・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券
クラスC ユーロ・ヘッジ 毎日分配型投資証券	クラスC 毎月予想総収益分配型投資証券
クラスC 毎月分配型投資証券	クラスC 無分配投資証券
クラスC ユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券	クラスC ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券
クラスC 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスC 英ポンド・ヘッジ 無分配投資証券
クラスC シンガポール・ドル・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスC シンガポール・ドル・ヘッジ 無分配投資証券
クラスC 毎四半期分配型投資証券	クラスC 米ドル・ヘッジ 無分配投資証券
クラスC 英ポンド・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券	

## クラスD

クラスD 英ポンド・ヘッジ 毎年分配英国報告型投資証券	クラスD ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券
クラスD 毎月分配型投資証券	クラスD 英ポンド・ヘッジ 無分配投資証券
クラスD 無分配投資証券	クラスD 英国報告型投資証券
クラスD スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券	クラスD 英ポンド・ヘッジ 英国報告型投資証券

## クラスE

クラスE 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスE 無分配投資証券
クラスE ユーロ・ヘッジ 毎四半期総収益分配型投資証券	クラスE ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券
クラスE 毎四半期分配型投資証券	クラスE 英ポンド・ヘッジ 無分配投資証券
クラスE ユーロ・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券	クラスE ポーランド・ズロチ・ヘッジ 無分配投資証券
クラスE 英ポンド・ヘッジ 毎四半期分配型投資証券	クラスE 米ドル・ヘッジ 無分配投資証券

## クラスI

クラスI 無分配投資証券*	クラスI ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券*
---------------	-----------------------

## クラスJ

クラスJ 毎月分配型投資証券*	クラスJ 無分配投資証券*
-----------------	---------------

## クラスQ

クラスQ 毎日分配型投資証券**	クラスQ 無分配投資証券**
クラスQ ユーロ・ヘッジ 毎日分配型投資証券**	クラスQ ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券**

## クラスX

クラスX 毎年分配型投資証券*	クラスX スイス・フラン・ヘッジ 無分配投資証券*
クラスX 毎日分配型投資証券*	クラスX ユーロ・ヘッジ 無分配投資証券*
クラスX 毎月分配型投資証券*	クラスX 英ポンド・ヘッジ 無分配投資証券*
クラスX 豪ドル・ヘッジ 毎月分配型投資証券*	クラスX 円ヘッジ 無分配投資証券*
クラスX ユーロ・ヘッジ 毎月分配型投資証券*	クラスX 英ポンド・ヘッジ 無分配英国報告型投資証券
クラスX 英ポンド・ヘッジ 毎月分配型投資証券*	クラスX 英国報告型投資証券*
クラスX 無分配投資証券*	クラスX 英ポンド・ヘッジ 英国報告型投資証券*
クラスX 豪ドル・ヘッジ 無分配投資証券*	

\* 機関投資家が購入可能

\*\* ブラックロック・グループ内の企業がスポンサーであったその他のファンドにおいて過去に投資証券を保有していた投資家が購入可能な特例投資証券クラス、当社では、現在は募集されていない。

各投資証券クラスは当社に対して同等の権利を有しているが、特徴および手数料体系はそれぞれ異なる。これについては当社の英文目論見書において詳述されている。

#### インディア・ファンド

ブラックロック・グローバル・ファンズ・インディア・ファンドは、その投資目的および投資方針に従い、当社の完全所有子会社であるブラックロック・インディア・エクイティズ・ファンド(モーリシャス)リミテッド(以下「子会社」という。)のみを通じてその純資産のほぼすべてをインドの有価証券に投資している。

当子会社の資産および負債、収益および費用はすべて、当社の純資産計算書および損益計算書において結合されている。当子会社が保有する投資有価証券はすべて、当社の財務書類において開示されている。当子会社は、有限責任のオープンエンド型の投資法人として、モーリシャス法に基づいて2004年9月1日に設立された。

現在、当子会社は、インド/モーリシャスの二重課税条約により税金免除の恩恵を受けている。この恩恵が将来変更されないという保証はない。このことは、特にインドの2012-2013年度連邦予算案で公表された、当該条約の恩恵を否定する可能性のある法案により明確となった。しかしながら、かかるインドの財政法案はまだ制定されておらず、当該法案は実務において適用される際に修正または明確化される可能性がある。

#### ファンドの設定

2011年11月11日、中国人民元ボンド・ファンド(オフショア中国人民元建)が設定された。

#### 2012年2月29日に終了した期間に生じた重要な事象

2012年1月1日、フランク・P・ル・ファーブル(Frank P. Le Feuvre)が退任し、ドミニク・クリッチリー(Dominic Critchley)が運用会社の取締役として任命された。

2012年1月23日、ガイド・ヴァン・ベルケル(Guido van Berkel)、ウラ・ピータ(Ulla Piitha)、アレックス・ホクター・ダンカン(Alex Hoctor-Duncan)、バリー・オドワイヤー(Barry O'Dwyer)が運用会社の取締役として任命された。

## 投資証券クラスの設定

以下に開示されているのは設定日であるが、各クラスへのシードマネーの投入が設定日より後に行われている場合もある。

設定日	ファンド	種類
2011年9月5日	ワールド・ゴールド・ファンド	クラスDスイス・フラン・ヘッジ無分配投資証券
2011年9月9日	コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	クラスD米ドル・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券
2011年9月15日	エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド	クラスD無分配投資証券
2011年9月15日	エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ毎四半期総収益分配型投資証券
2011年9月15日	エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド	クラスEユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2011年9月30日	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスX英ポンド・ヘッジ無分配英国報告型投資証券
2011年10月7日	ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	クラスX無分配投資証券
2011年10月5日	グローバル・アロケーション・ファンド	クラスIユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2011年10月10日	ワールド・アグリカルチャー・ファンド	クラスI無分配投資証券
2011年10月13日	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスD英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券
2011年10月31日	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	クラスX英ポンド・ヘッジ無分配型投資証券
2011年11月11日	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ毎四半期総収益分配型投資証券
2011年11月11日	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	クラスAシンガポール・ドル・ヘッジ無分配投資証券
2011年11月11日	中国人民元ボンド・ファンド	クラスA毎月分配型投資証券
2011年11月11日	中国人民元ボンド・ファンド	クラスA無分配投資証券
2011年11月11日	中国人民元ボンド・ファンド	クラスC毎月分配型投資証券
2011年11月11日	中国人民元ボンド・ファンド	クラスC無分配投資証券
2011年11月11日	中国人民元ボンド・ファンド	クラスD毎月分配型投資証券
2011年11月14日	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスA英ポンド・ヘッジ毎年分配英国報告型投資証券
2011年12月30日	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	クラスE無分配投資証券
2011年12月30日	ヨーロピアン・グロース・ファンド	クラスX無分配投資証券
2011年12月30日	ヨーロピアン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	クラスX無分配投資証券
2011年12月30日	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	クラスE無分配投資証券
2011年12月30日	ワールド・エネルギー・ファンド	クラスA毎年分配型投資証券
2011年12月30日	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド	クラスE無分配投資証券
2012年1月18日	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスX英ポンド・ヘッジ毎月分配型投資証券
2012年1月20日	ワールド・ボンド・ファンド	クラスXユーロ・ヘッジ無分配投資証券
2012年1月31日	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	クラスA毎年総収益分配型投資証券
2012年2月1日	アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	クラスA毎月予想総収益分配型投資証券
2012年2月1日	グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	クラスA毎月予想総収益分配型投資証券
2012年2月1日	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスA毎月予想総収益分配型投資証券
2012年2月1日	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスC毎月予想総収益分配型投資証券
2012年2月1日	ワールド・リソーシス・エクイティ・インカム・ファンド	クラスA毎月予想総収益分配型投資証券
2012年2月6日	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	クラスX英ポンド・ヘッジ無分配型投資証券
2012年2月17日	中国人民元ボンド・ファンド	クラスI毎四半期分配型投資証券



## 2. 重要な会計方針の要約

この財務書類は、ルクセンブルグの投資法人のためにルクセンブルグの関係官庁が規定した財務書類の作成に関連する法律および規制上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

### (a) 投資有価証券およびその他の資産の評価

当社の投資有価証券およびその他の資産は以下のとおり評価されている。

- 公認の証券取引所に上場されているまたはその他の規制市場で取引されている譲渡可能な有価証券は、評価日現在の最新の入手可能な市場価格に基づき評価される。当該投資有価証券またはその他の資産が複数の証券取引所または規制市場で上場または取引されている場合、取締役はその裁量により、評価目的でかかる証券取引所または規制市場のいずれか1つを選択することができる。

上場されていない有価証券、またはいかなる証券取引所もしくはその他の規制市場において売買もしくは取引されていない有価証券（クローズドエンド型ファンドの有価証券を含む）および評価額が入手できないその他の市場における上場または非上場有価証券、または当ファンドの取締役会が、市場価格が公正市場価格を反映していないと判断した有価証券に関しては、当ファンドの取締役会が、処分価格または取得価格の予測額に基づき、慎重かつ誠実に価値を決定する。

- 投資ポートフォリオにおいて、永久債の銘柄に含まれる日付は、当該債券の繰上償還可能日を表している（償還日ではない）。

投資ポートフォリオの銘柄の欄に開示されている利率は期末における適用利率であるが、これらの債券は変動利付債であるため、情報提供の目的のみで表示されている。

- 有価証券貸付：有価証券は貸付代理店の指示により第三者ブローカーに受渡しされるが、その資産は当ファンドのポートフォリオの一部として引き続き評価される。
- 流動性のある資産および短期金融商品は、額面金額に利息を加えた金額が償却原価に基づいて評価される。
- 現金、短期金融預金、要求払手形およびその他の債務は、入手できる見込みがない場合を除き額面金額で評価される。
- 主として未収利息および未収配当金、売却投資有価証券未収金、販売投資証券未収金およびリストラクチャリング費用を含む資産は、額面金額で評価される。
- 特に未払収益分配金、購入投資有価証券未払金および買戻し投資証券未払金を含む負債は、額面金額で評価される。
- 事後通告証券（To Be Announced Securities）（以下「T B A」という。）は、政府系機関が発行するモーゲージ担保証券に関連するものである。これらの機関は通常、モーゲージ・ローンプールを組成し、組成されたプールの持分を販売する。T B Aは、将来の決済に関して購入または売却される、これらの機関の将来のプールに関連しており、金利または償還日のいずれかが確定していない。T B Aは、投資ポートフォリオに個別に開示されている。  
ファンドは通常、有価証券取得の目的でT B A購入契約を締結するが、適切と思われる場合は決済前に契約を処分することがある。T B Aの売却による手取金は、契約上の決済日まで受領しない。T B A売却契約が残存している間、当該取引をカバーするために、相応の交付可能有価証券または相殺対象となる（売却契約日以前に交付可能な）T B A購入契約を保有する。

T B A売却契約が、相殺対象である購入契約の取得により終了する場合、ファンドは、裏付けとなる有価証券の未実現利益または損失にかかわらず契約の利益または損失を実現する。ファンドが、契約に基づき有価証券を交付する場合、ファンドは、契約が締結された日に設定された価格で有価証券の売却による利益または損失を実現する。

2012年2月29日現在、ファンドは未決済のT B Aを有していた。これは、純資産計算書の「売却投資有価証券未収金」および「購入投資有価証券未払金」に含まれている。

### (b) 投資有価証券からの収益

当社は以下の方法で投資有価証券からの収益を認識している。

- 受取利息は毎日発生し、定額法によるプレミアムの償却およびディスカウントの増加を含む。
- 預金利息ならびに定期預金および短期金融預金の利息は、発生主義で認識されている。

- ・ 受取配当金は、配当落ち日に発生する。
- ・ 有価証券貸付による収益は月次で発生する。

## (c) 金融商品

当期において、当ファンドは複数の先渡為替・先物予約を締結している。未決済の先渡為替・先物予約は、期末に当該予約を決済した場合の金額で評価される。この結果生じる超過額および不足額は未実現損益に計上され、純資産計算書の資産または負債に（適宜）含められる。

当ファンドはカバード・コール・オプションおよびブット・オプションの売却、コール・オプションおよびブット・オプションの購入を実施できる。当ファンドはまたスプレッド・オプションにも投資することができる。これは、2つ以上の資産の価格の差異から価値が生じる種類のオプションである。当ファンドがオプションを売却および/または購入する時点で、当ファンドによる受取または支払プレミアムと同額が負債または資産として反映される。その後、売建オプションに係る負債および買建オプションに係る資産は、現在価値を反映するよう時価評価される。実現可能性の高い見積価格を最もよく反映する方法として、取締役会は最終取引価格ではなく仲値に基づいて、オプションを評価することに合意している。有価証券がオプション行使によって売却される場合、受取（支払）プレミアムが売却有価証券から控除（に加算）される。オプションが失効する場合（または当ファンドが決済取引を行った場合）、当ファンドはオプションに係る損益を、受取または支払プレミアムの分だけ（もしくは決済取引のコストが受取または支払プレミアムを超過する分だけ）実現する。

当ファンドは1つの商品から発生する利益を他の投資より発生する利益と交換するために、スワップ契約を締結している。クレジット・デフォルト・スワップの場合、信用事由の発生による偶発的な支払い（当該契約にあらかじめ定義されている）の見返りとして、いくつかのプレミアムがプロテクションの売り手に支払われる。スワップは可能な限り、第三者の値付機関から入手し、実際のマーケット・メーカーに確認した日々の価格に基づいて時価評価される。こうした時価が入手できない場合、スワップはマーケット・メーカーから入手する日々の相場に基づいて値付される。いずれの場合も、価格の変動は損益および純資産変動計算書に未実現評価損益として計上される。スワップの満期または解約時における実現損益およびスワップに関連して稼得した利息は、損益および純資産変動計算書上に表示される。

有価証券買戻し（または売戻し）取引は、有価証券によって保証された貸付（または借入れ）取引として処理される。当該取引では、譲渡人が他者（譲受人）に有価証券の所有権を譲渡し、合意された価格および日付で、譲渡人は有価証券の取消不能買戻しを引き受け、譲受人は当該有価証券の取消不能売戻しを引き受ける。有価証券買戻し契約は、契約時の通貨で表示されている購入価格で評価される。2012年2月29日現在、未決済の買戻し（または売戻し）条件付有価証券はなかった。

## (d) 為替換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券の取得原価は、購入時の為替レートで換算されている。各ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産は、2012年2月29日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートで換算される。

## (e) 合計結合数値

当社の結合数値は米ドルで表示されており、各ファンドの財務書類の合計を含んでいる。純資産計算書の換算レートは、2012年2月29日におけるルクセンブルグでのファンドの評価時の為替レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
米ドル	0.7432	0.6260	80.4400	0.8958	6.2965

損益および純資産変動計算書の換算レートは、期中にわたり算定された平均レートである。

通貨	ユーロ	英ポンド	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
米ドル	0.7474	0.6365	77.3630	0.9097	6.3350

これらの数値は情報提供の目的のみで表示されている。

## (f) 為替レート

下記の為替レートは、2012年2月29日現在、ファンドの基準通貨以外の通貨建の投資有価証券およびその他の資産およびその他の負債を換算するために使用された。

通貨	英ポンド	米ドル	ユーロ	日本円	スイス・フラン	オフショア 中国人民元
U A E ディルハム	0.1704	0.2723	0.2023	21.9003	0.2439	1.7143
アルゼンチン・ペソ	0.1437	0.2296	0.1706	18.4654	0.2056	1.4454
豪ドル	0.6788	1.0844	0.8059	87.2302	0.9714	6.8280
ブラジル・リアル	0.3675	0.5870	0.4363	47.2205	0.5258	3.6962
カナダ・ドル	0.6337	1.0123	0.7523	81.4263	0.9068	6.3737
スイス・フラン	0.6988	1.1164	0.8296	89.7997	1.0000	7.0291
チリ・ペソ	0.0013	0.0021	0.0016	0.1693	0.0019	0.0133
オフショア中国人民元	0.0994	0.1588	0.1180	12.7753	0.1423	1.0000
中国人民元	0.0995	0.1589	0.1181	12.7812	0.1423	1.0005
コロンビア・ペソ	0.0004	0.0006	0.0004	0.0456	0.0005	0.0036
チェコ・コルナ	0.0340	0.0542	0.0403	4.3622	0.0486	0.3415
デンマーク・クローネ	0.1133	0.1810	0.1345	14.5575	0.1621	1.1395
エジプト・ポンド	0.1038	0.1658	0.1232	13.3383	0.1485	1.0441
ユーロ	0.8424	1.3456	1.0000	108.2415	1.2054	8.4727
英ポンド	1.0000	1.5975	1.1872	128.4989	1.4310	10.0584
香港ドル	0.0807	0.1289	0.0958	10.3722	0.1155	0.8119
ハンガリー・フォリント	0.0029	0.0047	0.0035	0.3768	0.0042	0.0295
インドネシア・ルピア	0.0001	0.0001	0.0001	0.0089	0.0001	0.0007
イスラエル・シェケル	0.1662	0.2656	0.1974	21.3620	0.2379	1.6721
インド・ルピー	0.0128	0.0204	0.0152	1.6413	0.1883	0.1285
アイスランド・クローナ	0.0050	0.0080	0.0060	0.6464	0.0072	0.0506
日本円	0.0078	0.0124	0.0092	1.0000	0.0111	0.0783
韓国ウォン	0.0006	0.0009	0.0007	0.0719	0.0008	0.0056
クウェート・ディナール	2.2586	3.6080	2.6813	290.2289	3.2320	22.7179
モロッコ・ディルハム	0.0753	0.1204	0.0894	9.6813	0.1078	0.7578
メキシコ・ペソ	0.0490	0.0784	0.0582	6.3025	0.0702	0.4933
マレーシア・リンギット	0.2090	0.3338	0.2481	26.8537	0.2990	2.1020
ノルウェー・クローネ	0.1131	0.1806	0.1342	14.5304	0.1618	1.1374
ニュージーランド・ドル	0.5299	0.8464	0.6290	68.0879	0.7582	5.3296
ペルー・新ソル	0.2337	0.3733	0.2775	30.0319	0.3344	2.3508
フィリピン・ペソ	0.0146	0.0234	0.0174	1.8814	0.0210	0.1473
パキスタン・ルピー	0.0069	0.1100	0.0082	0.8843	0.0098	0.0692
ポーランド・ズロチ	0.2051	0.3277	0.2435	26.3568	0.2935	2.0631
カタール・リアル	0.1720	0.2747	0.2041	22.0959	0.2461	1.7296
ロシア・ルーブル	0.0215	0.0344	0.0256	2.7677	0.0308	0.2166
サウジ・リアル	0.1669	0.2666	0.1982	21.4481	0.2388	1.6789
スウェーデン・クローネ	0.0957	0.1529	0.1136	12.2985	0.1370	0.9627
シンガポール・ドル	0.5034	0.8042	0.5977	64.6909	0.7204	5.0637
スロバキア・コルナ	0.0280	0.0447	0.3320	3.5929	0.0400	0.2812
タイ・バーツ	0.0207	0.0330	0.0246	2.6579	0.0296	0.2080
新トルコ・リラ	0.3597	0.5746	0.4270	46.2243	0.5147	3.6182
台湾ドル	0.0213	0.0340	0.0253	2.7364	0.0305	0.2142
米ドル	0.6260	1.0000	0.7432	80.4400	0.8958	6.2965
南アフリカ・ランド	0.0845	0.1350	0.1003	10.8567	0.1209	0.8498

人民元は、外国為替制限を受けており、自由に換金できる通貨ではない。中国人民幣元・ファンドに使用されている為替レートは、オフショア中国人民幣元(以下「CNH」という。)に関連するものであり、オンショア中国人民幣元(以下「CNY」という。)に関連するものではない。CNHの価値は、中国政府により随時適用される外国為替管理政策および還流制限ならびにその他外部の市場原理を含むがこれらに限定されない複数の要因により、CNYの価値と大幅に異なる可能性もある。

#### (g) 希薄化

取締役は、ファンドの投資証券1口当たり純資産価額を調整して当該ファンドが受ける「希薄化」の影響を軽減することがある。希薄化は、ファンドの原資産を購入または売却する実際のコストが、取引費用、税金および原資産の購入価格と売却価格間のスプレッドにより、当該ファンドの評価における原資産の帳簿価額を逸脱している場合に生じる。希薄化は、ファンドの価値に悪影響を及ぼし、その結果投資主に影響を与える可能性がある。投資証券1口当たり純資産価額を調整することにより、この影響を軽減または回避して、投資主を希薄化による影響から保護することができる。いずれかの取引日において、当該ファンドの全投資証券クラスの総取引によって、当該ファンドに対して取締役が(当該ファンドの市場取引費用に関連して)随時設定する基準値を超える投資証券の純増減が生じた場合、取締役は当該ファンドの純資産価額を調整することができる。

英文目論見書に従い、2012年2月29日現在で適用されている希薄化調整はなかった。

投資証券1口当たりの公表/取引純資産価額は、3会計年度末における純資産価額の概要に開示されており、希薄化調整が含まれている場合がある。この調整は、純資産計算書および損益および純資産変動計算書では認識されていない。

### 3. 運用会社

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、運用会社として従事するよう当社により任命されている。運用会社はルクセンブルグの公開有限責任会社(société anonyme)であり、2010年法第15章に従い、ファンドの運用会社として従事するよう権限を与えられている。

当社は、運用会社との間で運用会社契約を締結した。当該契約に基づき、運用会社は当社の日々の管理を委任されており、これにより当社の投資運用、管理事務およびファンドのマーケティングに関連するすべての業務を直接または委任して行う責任を有する。

当社の合意のもと、運用会社は、英文目論見書に詳述されているとおり、その業務の一部を委任することを決定した。

運用会社の取締役は、グラハム・バンピング(Graham Bamping)、フランク・P・ル・ファーブル(Frank P. Le Feuvre)(2012年1月1日付で退任)、ジョフリー・D・ラドクリフ(Geoffrey D. Radcliffe)、ドミニク・クリッチリー(Dominic Critchley)(2012年1月1日付で任命)、ガイド・ヴァン・ベルケル(Guido van Berkel)(2012年1月23日付で任命)、ウラ・ピータ(Ulla Pitha)(2012年1月23日付で任命)、アレックス・ホクター・ダンカン(Alex Hocter-Duncan)(2012年1月23日付で任命)およびバリー・オドワイヤー(Barry O'Dwyer)(2012年1月23日付で任命)である。

ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エーは、ブラックロック・グループ内の完全所有子会社である。同社は、金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier、以下「CSSF」という。)により規制されている。

#### 4. 投資運用報酬および販売報酬

当期において、当社は運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーに対して投資運用報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は投資運用報酬を支払う。投資運用報酬の水準は、投資家が購入するファンドおよび投資証券クラスに応じて0.25%から1.75%の間であり、一部のクラスD、クラスIおよびクラスQ投資証券を除く各ファンド内のすべての投資証券クラスについて同様である。投資運用報酬は、該当ファンドの純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。運用会社は、投資顧問会社への報酬を含む、特定の費用および報酬を投資運用報酬より支払う。クラスJおよびクラスX投資証券について請求される投資運用報酬はない。

当期において、当社は主要販売会社であるブラックロック（チャネル・アイランズ）リミテッドに販売報酬を支払った。

英文目論見書のアペンディクスEに記載されているとおり、当社は年間販売報酬を支払う。販売報酬の水準は、0.50%から1.25%の間である。クラスA、D、I、JおよびX投資証券では、販売報酬を支払わない。ユーロ・リザーブ・ファンドおよびUSドル・リザーブ・ファンドのクラスA、B、C、D、I、JおよびX投資証券では、販売報酬を支払わない。当該報酬は、該当ファンドの純資産価額（該当する場合、アペンディクスB第17(c)項に記載されているとおり、該当ファンドの純資産価額への希薄化調整を反映している）に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

主要販売会社は、2011年12月15日付の当期の英文目論見書のアペンディクスC第22項に記載されているとおり、販売報酬の全部または一部を割り戻す場合がある。割り戻しがある場合、注記5に記載されているとおり、管理事務代行報酬の減額に含まれる。

2012年2月29日現在、未払いである投資運用報酬および販売報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

当期において、以下の運用中のファンドは投資運用報酬が減額されている。

- ユーロ・リザーブ・ファンド
- USドル・リザーブ・ファンド

#### 5. 管理事務代行報酬

当社は管理事務代行報酬を運用会社に支払っている。

管理事務代行報酬の水準は、運用会社との合意に基づく取締役の裁量によって変更される場合があり、当社が発行する様々なファンドとクラス投資証券のそれぞれに異なる比率で適用されることになる。ただし、取締役と運用会社の間で、現在支払われている管理事務代行報酬の上限を年率0.25%とすることが合意されている。管理事務代行報酬は、該当するクラス投資証券の純資産価額に基づき毎日発生し、毎月支払われる。

課される年率は以下のとおりである。

投資証券クラス	株式ファンド	債券ファンド	混合ファンド	短期金融商品 ファンド
A、B、C、D、E、Q	0.25%	0.15%	0.20%	0.075%*
I、J、X	0.03%	0.03%	0.03%	0.03%

クラスI、JおよびX投資証券への投資は、2010年12月17日法第129条の意義の範囲内において、機関投資家向けに限定されている。

\* クラスQ（0.10%）およびローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド、クラスA、B、C、D、E、Q投資証券（0.15%）およびクラスI、J、X投資証券（0.03%）を除く。

取締役および運用会社は、各ファンドの市場部門および競合他社と比較したファンドの業績といった複数の基準を考慮に入れ、ファンドの投資家が入手可能な類似する投資商品の市場全体について比較した場合に各ファンドの総費用比率が確実に優位性を保てることを目標とした料率で、管理事務代行報酬の水準を設定している。

管理事務代行報酬は、保管報酬、販売報酬および有価証券貸付費用とその税金ならびに投資レベルまたは当社レベルで課される税金を除き、当社が負担したすべての固定および変動の営業費用および管理費に充てる目的で運用会社が使用する。これらの営業費用および管理費には、すべての第三者費用と、当社が、または当社が代行して随時負担したその他の回収可能な費用が含まれる。この費用には、ファンド経理報酬、名義書換事務代行報酬（副名義書換事務代行会社および関連するプラットフォームとの取引費用を含む）、コンサルタント、法律、税金および監査報酬等のすべての専門家費用、取締役報酬（ブラックロック・グループの従業員でない取締役に対する報酬）、交通費、合理的な範囲の立替経費、印刷費、公告費、翻訳費用および株主への報告に関連するその他すべての費用、規則当局への届出およびライセンス手数料、コルレスおよびその他の銀行手数料、ソフトウェアのサポートおよび維持、営業費用およびインベスター・サービス・チームおよび様々なブラックロック・グループ会社によって提供されたその他のグローバル管理サービスに帰属する費用）が含まれるが、これらに限定されない。

運用会社は、ファンドの総費用比率の競争優位性を維持する財務リスクを負っている。したがって、すべての期間において当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬の金額のうち、期中に発生した実際の費用を超える額について運用会社は返還する義務を負わず、一方で期中に発生した実際の費用のうち、当社が運用会社に支払った管理事務代行報酬を超える額については、運用会社または他のブラックロック・グループ会社が負担しなければならない。

ブラックロック・グループの代表者でない取締役は、会計年度毎に遂行した業務の報酬として税引後で30,000ユーロを受け取る。

保管報酬はファンドに直接請求される。特定の管轄地域に適用される税金も、ファンドに直接請求される（注記7参照）。

当期において、以下の運用中のファンドは管理事務代行報酬が減額されている。

ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	USドル・コア・ボンド・ファンド
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	USガバメント・モーゲージ・ファンド
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	ワールド・アグリカルチャー・ファンド
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	ワールド・インカム・ファンド

管理事務代行報酬の減額は、損益および純資産変動計算書において個別に開示されている。

2012年2月29日現在、未払いである管理事務代行報酬は、純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

## 6. 保管および預託報酬

当期における当社の保管銀行は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドである。保管銀行は、取引手数料に加えて、有価証券の価額に基づき毎日発生する年間報酬を受領する。年間保管報酬は、年率0.5bpから44.1bpであり、取引手数料は、1取引につき8.80米ドルから196米ドルである。両カテゴリーの報酬および手数料の年率は、投資先の国によって異なり、場合によっては資産クラスに応じて異なる。債券や先進国の株式市場に対する投資は上記の幅の下限となり、新興市場に対する一部の投資は、上記の幅の上限となる。そのため、各ファンドの保管費用は、その時点における資産配分により左右されることになる。

2012年2月29日現在、未払いである保管および預託報酬は純資産計算書においてその他の負債に含まれている。

## 7. 税金

### ルクセンブルグ

当社はルクセンブルグの法律に基づき投資法人として登録されている。したがって、当社は、ルクセンブルグにおいて所得税もキャピタル・ゲイン税も現在のところ課されていない。しかし、各ファンドの各四半期末の純資産価額の年率0.05%（ユーロ・リザーブ・ファンド、USドル・リザーブ・ファンドおよびすべてのクラスI、JおよびX投資証券の場合には0.01%）で計算された年次税を支払うことが要求されている。2012年2月29日に終了した期間において、ルクセンブルグの税金に関連する17,010,583米ドルが費用計上された。

## ブラジル

ブラジルの取引税は2009年10月20日より有効となった。2010年10月5日より、当該取引税率は従来の2%から4%に引き上げられた。当該税率は2010年10月19日と2011年12月1日付で再度変更された。現時点において、ブラジルの金融および資本市場への投資を行う非居住者による外国為替取引には、以下の税率が適用されている。1) 上場株式または新規株式公開による発行株式への投資関連取引には0%、2) 債券投資または投資ファンドへの投資関連取引には6%。この費用は、保管および預託報酬に含まれている。2012年2月29日に終了した期間において、ブラジルの税金に関連する817,851米ドルが費用計上された。

## 英国

### 報告型ファンド (Reporting Funds)

当社では英国報告型ファンドの形態が適用されている。このファンド形態に基づき、英国報告型ファンドの投資家は、分配のあるなしにかかわらずその保有高に応じた英国報告型ファンドの収益持分について課税されるが、その保有高の売却益にはキャピタル・ゲイン税が課される。取締役は、過年度には英国分配型ファンドであったファンドおよび新たに設定された特定のファンドについて、英国報告型ファンドの申請を行った。取締役は、過年度には英国分配型ファンドではなかったファンドについても、英国報告型ファンドの申請を選択する可能性がある。現在、英国報告型ファンドであるファンドのリストは、[www.blackrock.co.uk/reportingfundstatus](http://www.blackrock.co.uk/reportingfundstatus)より入手可能である。

## 8. 投資顧問

運用会社であるブラックロック（ルクセンブルグ）エス・エーは、管理および投資顧問の一部を、英文目論見書に記載のとおり、以下の投資顧問会社に委託している。ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク、ブラックロック・インターナショナル・リミテッド、ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーク）リミテッドおよびブラックロック（シンガポール）リミテッド。

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

アジア・タイガー・ボンド・ファンド	USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	USドル・リザーブ・ファンド
グローバル・インフレーション・リンクド・ボンド・ファンド	USドル・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド
ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	USガバメント・モーゲージ・ファンド
USドル・コア・ボンド・ファンド	

ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーク）リミテッドは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

ワールド・インカム・ファンド

投資顧問会社であるブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーク）リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに業務の一部を再委託している。

グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	ワールド・ボンド・ファンド
----------------------	---------------

投資顧問会社であるブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーク）リミテッドおよびブラックロック・インベストメント・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに業務の一部を再委託している。

フィックス・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド
---------------------------------	-----------------------

投資顧問会社であるブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インクは、以下のファンドについて、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドに業務の一部を再委託している。

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ブラックロック・インターナショナル・リミテッドは、以下のファンドについて、投資顧問業務を提供している。

グローバル・オポチュニティーズ・ファンド

ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シーは、以下のファンドに対して投資顧問業務を提供している。

ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド

USベーシック・バリュー・ファンド

グローバル・アロケーション・ファンド

USフレキシブル・エクイティ・ファンド

グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド

USグロース・ファンド

グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド

USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド

グローバル・スモールキャップ・ファンド

ワールド・フィナンシャルズ・ファンド

ラテン・アメリカン・ファンド

ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド

残りのファンドについては、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドが投資顧問会社である。

投資顧問会社であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック・ジャパン株式会社に業務の一部を再委託している。

ジャパン・ファンド

ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド

投資顧問会社であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック(ホンコン)リミテッドに業務の一部を再委託している。

アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド

インド・ファンド

アジア・ドラゴン・ファンド

ジャパン・バリュー・ファンド

チャイナ・ファンド

パシフィック・エクイティ・ファンド

投資顧問会社であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッドおよびブラックロック(シンガポール)リミテッドは、以下のファンドについて、ブラックロック(ホンコン)リミテッドに業務の一部を再委託している。

中国人民元ボンド・ファンド

運用会社は、当社が負担する投資運用報酬から投資顧問会社に報酬を支払う。



## 9. 関連会社との取引

運用会社、投資運用会社および投資顧問会社の最終的な持株会社は、米国デラウェア州で設立されたブラックロック・インクである。PNCバンク・エヌ・エーがブラックロック・インクの主要株主となっている。当社のために有価証券の取引を手配する際、PNCグループの会社が、通常の条件で有価証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供していた、もしくは本人として取引をしていた可能性があり、差益が生じる可能性がある。ブローカーおよびエージェントに対する手数料は市場の慣例に従って支払われており、手数料がブローカーおよびエージェントによって一括されている、あるいはその他の手法によって割り引かれたり、現金により手数料が割り戻された場合、その差益は当社に還元されている。PNCグループのサービスは、手数料および取引条件が投資市場においてブラックロックと関連が無いその他のブローカーおよびエージェントとほぼ同様であることを前提として適切であると判断された場合に投資顧問会社によって利用可能であり、このことは、最高の成績を達成するという上述の方針と一貫性がある。

当期中、通常の業務範囲外のあるいは通常の取引条件外の実行は行われていない。当社がブラックロックの会社それぞれを通じて行った取引はなかった。

当期中、取締役によるファンドの投資証券の購入はなかった。

## 10. コミッションの使用

1社または複数の投資顧問会社は、現地の法律または規制により認められている場合、コミッション・シェアリング契約または同様の契約を締結することがある。これらの契約は、契約を通じて入手するリサーチまたは売買執行サービスが投資顧問会社の投資に係る意思決定能力または売買執行力を向上させ、それにより投資収益増加の見込みが高まると投資顧問会社が判断する場合にのみ締結されることになる。投資顧問会社は主要な国際ブローカーとこれらの契約を締結し、ブローカーは投資顧問会社に対して提供するリサーチおよび売買執行サービスの認識において、投資顧問会社からの売買により発生するコミッションの一部を使用するか、または投資顧問会社による売買の執行または投資顧問会社に対するリサーチの提供をサポートする第三者サービスに対して支払うことに同意する。すべての売買は引き続き最善の執行の要件に準拠しており、契約は継続して見直されている。

## 11. 有価証券貸付

当社は、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドを有価証券貸付の代理人として任命しており、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドは、有価証券貸付の代理人業務をブラックロック・グループ内の別の企業に再委託することができる。有価証券貸付の代理人は、業務に対して当社より報酬を受け取る。当該報酬は、ブラックロックの投資証券にかかるすべての営業費用控除後の業務純収益の40%を超過してはならない。

ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドは、高格付の専門的金融機関（以下「取引相手方」という。）と有価証券貸付の契約を締結する裁量を有している。かかる取引相手方には、ブラックロック・アドバイザーズ（ユークー）リミテッドの関連会社が含まれる場合がある。当該貸付は、C S S F 通達08 / 356の要件を反映した英文目論見書の規定を遵守している場合にのみ可能である。

有価証券貸付プログラムからの投資収益の詳細は、当該ファンドの損益および純資産変動計算書に記載されている。2012年2月29日現在、貸付有価証券の評価額合計は2,502,467,911米ドルであり、株式担保の時価は2,771,482,399米ドルである。これらは、前日の終値に基づいて価格設定されている。

当該担保は、規制市場で上場が認められているまたは取引されている株式で構成される。この担保は保管銀行およびJ.P. モルガン・ユークーが保有しているため、財務書類には反映されていない。

2012年2月29日現在、関連するファンドの投資有価証券ポートフォリオにおいて「\*」で記されている貸付有価証券のファンドレベルでの評価額および保有担保の評価額は以下の表のとおりである。

ファンド	貸付有価証券の評価額	担保の時価
アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド	1,389,566米ドル	1,550,844米ドル
アジア・ドラゴン・ファンド	49,341,401米ドル	54,625,907米ドル
アジア・タイガー・ボンド・ファンド	52,528,955米ドル	58,851,190米ドル
コンチネンタル・ヨーロピアン・フレキシブル・ファンド	10,508,316米ドル	11,766,499米ドル
エマージング・ヨーロッパ・ファンド	134,509,442米ドル	149,885,667米ドル
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	2,874,392米ドル	3,317,927米ドル
エマージング・マーケット・ファンド	58,066,547米ドル	64,645,202米ドル
ユーロ・ボンド・ファンド	261,491,638米ドル	287,081,688米ドル
ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	9,798,477米ドル	10,861,628米ドル
ユーロ・マーケット・ファンド	43,140,561米ドル	48,055,106米ドル
ヨーロピアン・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	473,767米ドル	527,667米ドル
ヨーロピアン・フォーカス・ファンド	22,949,033米ドル	25,552,162米ドル
ヨーロピアン・ファンド	65,110,952米ドル	72,900,733米ドル
ヨーロピアン・グロース・ファンド	11,712,705米ドル	13,104,095米ドル
ヨーロピアン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	6,121,792米ドル	6,810,402米ドル
ヨーロピアン・バリュー・ファンド	9,958,607米ドル	11,065,366米ドル
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	215,896,485米ドル	232,487,694米ドル
フレキシブル・マルチアセット・ファンド	4,259,063米ドル	4,696,542米ドル
グローバル・アロケーション・ファンド	309,013,739米ドル	343,191,779米ドル
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	13,949,260米ドル	15,483,079米ドル
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	21,631,312米ドル	23,999,811米ドル
グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	5,415,853米ドル	6,008,033米ドル
グローバル・エクイティ・ファンド	12,166,442米ドル	13,577,125米ドル
グローバル・エクイティ・インカム・ファンド	7,704,890米ドル	8,590,910米ドル
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	17,522,261米ドル	19,391,841米ドル
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	22,585,926米ドル	25,299,698米ドル
グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	1,559,067米ドル	1,742,643米ドル
グローバル・スモールキャップ・ファンド	2,410,690米ドル	2,679,206米ドル
ジャパン・ファンド	1,390,232米ドル	1,541,058米ドル
ジャパン・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	13,956,519米ドル	15,585,508米ドル
ジャパン・バリュー・ファンド	8,662,025米ドル	9,683,883米ドル
ニュー・エネルギー・ファンド	315,783,611米ドル	351,680,575米ドル
パシフィック・エクイティ・ファンド	7,606,918米ドル	8,497,651米ドル
スイス・スモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	4,850,620米ドル	5,349,080米ドル
ユナイテッド・キングダム・ファンド	197,620米ドル	222,016米ドル
USベアシック・バリュー・ファンド	26,262,552米ドル	29,238,418米ドル
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	32,648,394米ドル	36,909,058米ドル
USフレキシブル・エクイティ・ファンド	22,943,833米ドル	25,449,819米ドル
USグロース・ファンド	1,420,064米ドル	1,580,656米ドル
USスモール・アンド・ミッドキャップ・オポチュニティーズ・ファンド	5,844,672米ドル	6,493,677米ドル
ワールド・アグリカルチャー・ファンド	1,943,526米ドル	2,181,898米ドル
ワールド・ボンド・ファンド	6,682,207米ドル	7,476,123米ドル
ワールド・エネルギー・ファンド	106,078,511米ドル	118,066,489米ドル
ワールド・フィナンシャルズ・ファンド	7,476,720米ドル	8,265,127米ドル
ワールド・ゴールド・ファンド	263,101,378米ドル	290,276,194米ドル
ワールド・ヘルスサイエンス・ファンド	2,091,874米ドル	2,328,909米ドル
ワールド・インカム・ファンド	12,557,456米ドル	13,941,176米ドル
ワールド・マイニング・ファンド	284,083,542米ドル	315,860,177米ドル
ワールド・テクノロジー・ファンド	2,794,498米ドル	3,104,463米ドル

## 12. 保証として差入または供された有価証券

差入れられた売建コール・オプションの対象有価証券は、ファンドの投資有価証券明細表において「†」で記されている。2012年2月29日現在、当該有価証券の評価額は352,357,321米ドルである。

グローバル・エンハンスド・エクイティ・イールド・ファンドについて、売建コール・オプションの担保は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユークー）リミテッド、メリルリンチ・インターナショナルおよびバンク・オブ・ニューヨーク・メロン（インターナショナル）リミテッドの三者間契約に基づき差入れられる。担保はファンドのポートフォリオにおいて「^」で記されており、2012年2月29日現在、その評価額は19,726,650米ドルである。

先物取引の保証として供された有価証券は、ファンドの投資有価証券明細表において「‡」で記されている。2012年2月29日現在、これらの有価証券の評価額は36,270,023米ドルである。

保証として受取った有価証券の詳細は、以下の表のとおりである。2012年2月29日現在、これらの有価証券の評価額は13,010,320米ドルである。

ファンド	額面金額	銘柄	評価額
エマージング・マーケット・ボ ンド・ファンド	258,595	Federal National Mortgage Association 5%	69,354米ドル
ユーロ・ボンド・ファンド	833,000	Bundesobligation 1.75% 9/10/2015	1,180,655米ドル
ユーロ・ボンド・ファンド	470,000	Bundesrepublik Deutschland 4.75% 4/7/2040	944,791米ドル
ユーロ・ボンド・ファンド	832,000	Bundesrepublik Deutschland 4% 4/1/2037	1,436,275米ドル
ユーロ・ボンド・ファンド	375,000	Bundesschatzanweisung 1.75% 14/6/2013	522,010米ドル
ユーロ・ショート・デュレー ション・ボンド・ファンド	1,621,000	France Government Bond 4% 25/10/2038	2,315,464米ドル
ユーロ・ショート・デュレー ション・ボンド・ファンド	544,000	French Treasury Bill 0% 15/3/2012	731,970米ドル
ユーロ・ショート・デュレー ション・ボンド・ファンド	1,671,000	French Treasury Bill 0% 26/7/2012	2,287,177米ドル
グローバル・アロケーション・ ファンド	487,000	United Kingdom Gilt 5.25% 7/6/2012	499,269米ドル
ローカル・エマージング・マー ケッツ・ショート・デュレー ション・ボンド・ファンド	288,000	United States Treasury Note/Bond 3.625% 15/2/2020	333,046米ドル
ローカル・エマージング・マー ケッツ・ショート・デュレー ション・ボンド・ファンド	746,000	United States Treasury Note/Bond 3.875% 15/4/2029	1,643,396米ドル
ワールド・ボンド・ファンド	371,000	France Government Bond OAT 4.75% 25/4/2035	451,437米ドル
ワールド・インカム・ファンド	545,000	United States Treasury Note/Bond 2.75% 15/2/2019	595,475米ドル

## 13. 現金担保

2012年2月29日現在の保有スワップ契約に関連するブローカーからの / (に対する ) 現金担保残高は、以下の表のとおりである。

ファンド	通貨	現金担保残高
アジアン・タイガー・ボンド・ファンド	米ドル	(2,830,000)
エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	米ドル	(2,910,000)
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	(3,902,323)
ユーロ・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	ユーロ	(11,925,386)
ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド	ユーロ	665,000
ヨーロッパ・フォーカス・ファンド	ユーロ	2,500,051
ヨーロッパ・ファンド	ユーロ	3,838,201
フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド	米ドル	540,000
グローバル・アロケーション・ファンド	米ドル	9,310,000
グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド	米ドル	(17,000)
グローバル・ダイナミック・エクイティ・ファンド	米ドル	2,430,000
グローバル・ガバメント・ボンド・ファンド	米ドル	(832,937)
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	510,000
ローカル・エマージング・マーケット・ショート・デュレーション・ボンド・ファンド	米ドル	1,190,000
USドル・コア・ボンド・ファンド	米ドル	730,000
USドル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	米ドル	(390,000)
USガバメント・モーゲージ・ファンド	米ドル	80,000

## 14. 配当金

取締役の現行の方針は、分配型クラス投資証券に帰属する収益を除く、すべての純投資利益を留保し再投資することである。分配型クラス投資証券については、当期の費用控除後のほぼすべての投資収益を分配するという方針が採用されている。取締役は、実現および未実現キャピタル・ゲイン（純額）の両方からの配当金を含めて配当を行うか否か、またどの程度含めるかどうかについて決定することもできる。分配型クラス投資証券が実現または未実現キャピタル・ゲイン（純額）からの配当金を含めて配当を行う場合、もしくは費用控除前の総収益を分配するファンドの場合は、配当金に当初の資本金が含まれる可能性がある。ファンドが英国報告型であり報告収益が分配額を超過する場合は、当該剰余金がみなし配当金として処理され、投資家の税務上の立場に応じて課税されることになる。分配型クラス投資証券および英国報告型ファンドであるクラス投資証券については、当期の費用控除後のほぼすべての投資収益（総収益分配型投資証券および毎月予想総収益分配型投資証券については、総収益）を分配するという方針が採用されている。

分配型投資証券を発行するファンドについては、ファンドの種類により、配当金の支払頻度が決定され、通常、配当金は以下の通りに支払われる。

- ・ 債券分配型ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、月次
- ・ アジア・パシフィック・エクイティ・インカム・ファンド、ヨーロッパ・ファンド、エマージング・マーケット・エクイティ・インカム・ファンド、ユーロ・ボンド・ファンド、ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド、ヨーロッパ・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、ヨーロッパ・エクイティ・インカム・ファンド、フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド、グローバル・エンハンスト・エクイティ・イールド・ファンド、グローバル・エクイティ・インカム・ファンドおよびワールド・リソース・エクイティ・インカム・ファンド（および、取締役会が随時決定するその他のファンド）については、配当原資となる収益がある場合、四半期毎
- ・ 株式分配型ファンドについては、取締役会の裁量により、年次。英国報告型の株式ファンドについては、配当原資となる収益がある場合、年次で支払われる。

毎月配当金を支払う分配型ファンドは、更に以下のとおりに分類される。

- ・ 配当金が日次で算定される毎日分配型投資証券
- ・ 配当金が月次で算定される毎月分配型投資証券
- ・ 配当金が予想総収益額をもとに月次で算定される毎月予想総収益分配型投資証券

投資家は、毎日分配型投資証券、毎月分配型投資証券または毎月予想総収益分配型投資証券のいずれを保有するか選択できる。

毎四半期分配型投資証券については、四半期毎に配当金が支払われる。

毎年分配型投資証券については、年次で配当金が支払われる。

配当金の宣言および支払ならびに投資主が利用可能な再投資の選択については、英文目論見書に記載されている。

#### 15. 後発事象

2012年3月9日、ノースアメリカン・エクイティ・インカム・ファンド（米ドル建）が設定された。

2012年4月30日、アジアン・ローカル・ボンド・ファンド（米ドル建）が設定される予定である。

[前△](#)

## 2【ファンドの現況】

ブラックロック拡大欧州株式ファンド(平成24年10月末現在)

## 【純資産額計算書】

資産総額	1,077,865,649円
負債総額	1,996,549円
純資産総額( - )	1,075,869,100円
発行済数量	2,001,631,874口
1 単位当たり純資産額( / )	0.5375円

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### 1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

### 2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

### 3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

### 5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### 6 受益権の譲渡

投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

の申請のある場合には、の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

## 8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

## 10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

資本金 2,435,000千円

発行する株式の総数 36,000株

発行済株式の総数 10,158株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減

平成20年7月1日付で、資本金を金475,000千円から485,000千円に増額しました。

平成23年3月1日付で、資本金を金485,000千円から2,435,000千円に増額しました。

##### (2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

###### <株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法及び定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

###### <取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

###### <エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築及び業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営及び責任体制の確立を図っています。

運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用にかかる投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行なっております。具体的には、運用担当部門とは異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行なっております。

**2【事業の内容及び営業の概況】**

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務ならびに有価証券の売買の媒介および有価証券の募集に関する第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成24年9月末現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

種類		本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託	27本	130,533百万円
	単位型株式投資信託	1本	21,461百万円
私募投資信託		71本	1,292,640百万円
合計		99本	1,444,634百万円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

#### 3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第24期 (平成23年3月31日現在)	第25期 (平成24年3月31日現在)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金・預金	3	7,036	7,980
前払金		4	-
立替金		12	4
前払費用		120	113
未収入金		95	29
未収委託者報酬		1,101	880
未収運用受託報酬		3,104	2,590
未収収益		143	633
未収還付法人税等		100	79
繰延税金資産		417	388
その他流動資産		5	4
流動資産計		12,142	12,706
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
建物附属設備	1	2,011	1,847
器具備品	1	768	605
有形固定資産計		2,779	2,453
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		23	17
のれん		2,951	2,214
クライアント・リレーションシップ資産		1,380	1,073
その他の無形固定資産		3	3
無形固定資産計		4,359	3,309
<b>投資その他の資産</b>			
関係会社株式	2	300	-
長期差入保証金		978	972
長期前払費用		-	52
繰延税金資産		1,312	774
投資その他の資産計		2,591	1,799
固定資産計		9,730	7,562
資産合計		21,872	20,268

	第24期 (平成23年3月31日現在)	第25期 (平成24年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	115	70
未払収益分配金	1	1
未払償還金	77	77
未払手数料	393	328
その他未払金	2	11
未払費用	896	889
未払消費税等	43	14
未払法人税等	21	-
賞与引当金	410	352
役員賞与引当金	24	26
早期退職慰労引当金	26	69
流動負債計	2,012	1,839
固定負債		
長期借入金	6,337	5,237
退職給付引当金	342	44
資産除去債務	237	240
固定負債計	6,917	5,522
負債合計	8,929	7,362
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金	2,316	2,316
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,008	3,972
利益剰余金合計	4,345	4,308
株主資本合計	12,942	12,906
純資産合計	12,942	12,906
負債・純資産合計	21,872	20,268

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,677	4,207
運用受託報酬	9,800	7,952
その他営業収益	2,292	4,287
営業収益計	17,771	16,448
営業費用		
支払手数料	1,859	1,370
広告宣伝費	73	218
公告費	0	12
調査費		
調査費	422	399
委託調査費	2,895	2,523
調査費計	3,318	2,922
委託計算費	244	131
営業雑経費		
通信費	149	77
印刷費	122	80
諸会費	16	24
営業雑経費計	288	183
営業費用計	5,784	4,839
一般管理費		
給料		
役員報酬	262	268
給料・手当	3,712	3,566
賞与	1,786	1,804
給料計	5,761	5,640
退職給付費用	320	267
福利厚生費	695	691
事務委託費	945	1,002
交際費	25	31
寄付金	2	2
旅費交通費	249	168
租税公課	131	113
不動産賃借料	1,113	964
水道光熱費	147	99
固定資産減価償却費	509	329
のれん償却費	736	736
クライアント・リレーションシップ資産償却費	306	306
資産除去債務利息費用	3	3
諸経費	767	313
一般管理費計	11,716	10,672
営業利益	269	936

	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1	500
還付加算金等		18
早期退職慰労引当金戻入益		46
雑益		-
その他営業外収益		5
営業外収益計	570	53
営業外費用		
支払利息		333
有価証券売却損		0
為替差損		25
固定資産除却損		-
営業外費用計	359	180
経常利益	481	810
特別利益		
抱合せ株式消滅差益		-
特別利益計		-
特別損失		
固定資産除却損		126
特別退職金		118
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		35
特別損失計	279	389
税引前当期純利益	201	579
法人税、住民税及び事業税	2	2
法人税等調整額	238	613
当期純損失( )	38	36

## (3)【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	第24期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第25期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	485	2,435
当期変動額		
新株の発行	1,950	-
当期変動額合計	1,950	-
当期末残高	2,435	2,435
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	366	2,316
当期変動額		
新株の発行	1,950	-
当期変動額合計	1,950	-
当期末残高	2,316	2,316
その他資本剰余金		
当期首残高	3,846	3,846
当期末残高	3,846	3,846
資本剰余金合計		
当期首残高	4,212	6,162
当期変動額		
新株の発行	1,950	-
当期変動額合計	1,950	-
当期末残高	6,162	6,162
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	336	336
当期末残高	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,047	4,008
当期変動額		
当期純損失( )	38	36
当期変動額合計	38	36
当期末残高	4,008	3,972
利益剰余金合計		
当期首残高	4,383	4,345
当期変動額		
当期純損失( )	38	36
当期変動額合計	38	36
当期末残高	4,345	4,308



	第24期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第25期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本合計		
当期首残高	9,081	12,942
当期変動額		
新株の発行	3,900	-
当期純損失( )	38	36
当期変動額合計	3,861	36
当期末残高	12,942	12,906
純資産合計		
当期首残高	9,081	12,942
当期変動額		
新株の発行	3,900	-
当期純損失( )	38	36
当期変動額合計	3,861	36
当期末残高	12,942	12,906

**（重要な会計方針）**

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券で時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却方法

## (1) 有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品2～15年であります。

## (2) 無形固定資産

ソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

のれん及びクライアント・リレーションシップ資産の償却方法については、その効果の及ぶ期間（5～9年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

## (1) 退職給付引当金の計上方法

## 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

## 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

## 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

## (2) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (3) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## 4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

**(追加情報)**

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
建物附属設備	281 百万円	445 百万円
器具備品	393 百万円	550 百万円

## 2 関係会社に対する資産

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
関係会社株式	300 百万円	-

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	5,500 百万円	500 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	5,500 百万円	500 百万円

## （損益計算書関係）

## 1 関係会社に対する営業外収益は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
受取配当金	500 百万円	-

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,238	920	-	10,158

**（変動事項の概要）**

100%親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社に対する現物出資による株主割当による増加：  
920株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,158	-	-	10,158

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

**（リース取引関係）**

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

**(金融商品関係)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については関連当事者からの長期借入に限定しています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしております。

営業債務である未払手数料はその全てが1年以内の支払期日となっております。

長期借入金は主に運転資金及び過去における経営統合時に必要とされた資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、借入先が全て関連当事者となっており、そのリスクは当ブラックロック・グループ全体で管理されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

前事業年度(平成23年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,036	7,036	-
(2) 前払金	4	4	-
(3) 立替金	12	12	-
(4) 未収入金	95	95	-
(5) 未収委託者報酬	1,101	1,101	-
(6) 未収運用受託報酬	3,104	3,104	-
(7) 未収収益	143	143	-
(8) 未収還付法人税等	100	100	-
(9) 長期差入保証金	978	902	76
資産計	12,577	12,501	76
(1) 預り金	115	115	-
(2) 未払金	474	474	-
(3) 未払費用	896	896	-
(4) 未払消費税等	43	43	-
(5) 未払法人税等	21	21	-
(6) 長期借入金	6,337	6,892	555
負債計	7,888	8,444	555



当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	7,980	7,980	-
(3) 立替金	4	4	-
(4) 未収入金	29	29	-
(5) 未収委託者報酬	880	880	-
(6) 未収運用受託報酬	2,590	2,590	-
(7) 未収収益	633	633	-
(8) 未収還付法人税等	79	79	-
(9) 長期差入保証金	972	925	46
資産計	13,171	13,125	46
(1) 預り金	70	70	-
(2) 未払金	418	418	-
(3) 未払費用	889	889	-
(4) 未払消費税等	14	14	-
(6) 長期借入金	5,237	5,629	391
負債計	6,628	7,020	391

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 前払金、(3) 立替金、(4) 未収入金、(5) 未収委託者報酬、(6) 未収運用受託報酬、(7) 未収収益及び(8) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (9) 長期差入保証金

事務所敷金の時価については、事務所の敷金を当該賃貸借契約期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。また従業員社宅敷金の時価については、平均残存勤務期間を基にしたインターバンク市場で取引されている円金利スワップレートで割り引いて算定する方法によっています。

負債

## (1) 預り金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## (6) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっています。

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
子会社株式	300	-

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

## (注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	(百万円)	2年以内 (百万円)	3年以内 (百万円)	4年以内 (百万円)	5年以内 (百万円)	(百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	6,337
合計	-	-	-	-	-	6,337

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
	(百万円)	2年以内 (百万円)	3年以内 (百万円)	4年以内 (百万円)	5年以内 (百万円)	(百万円)
長期借入金	-	-	-	-	-	5,237
合計	-	-	-	-	-	5,237

**(有価証券関係)**

## 1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
投資信託受益証券	0	-	0
合計	0	-	0

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

**(デリバティブ取引関係)**

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

**(退職給付関係)**

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、平成21年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（確定拠出年金制度及び確定給付年金制度）を承継しました。また、平成23年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の確定給付年金制度に移行しました。従って、平成23年1月1日以降、から の三つの制度を有しています。

## 2. 退職給付債務に関する事項

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務	1,550	1,618
(2) 年金資産	1,352	1,592
(3) 未積立退職給付債務	198	25
(4) 未認識過去勤務債務	47	43
(5) 未認識数理計算上の差異	96	23
(6) 退職給付引当金	342	44

## 3. 退職給付費用に関する事項

（単位：百万円）

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1) 勤務費用等	275	226
(2) 利息費用	23	27
(3) 期待運用収益	11	28
(4) 過去勤務債務の費用処理額	0	4
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	1	10
(6) 確定拠出年金に係る要拠出額	33	57
退職給付費用合計	320	267
(7) 特別退職金	118	389
合計	438	657

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

## (1) 退職給付見込額の期間配分方法

ポイント基準

## (2) 割引率

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1.8%	1.1%

## (3) 期待運用収益率

前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
0.7% ~ 2.5%	2.1%

## (4) 過去勤務債務の額の処理年数

発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

## (5) 数理計算上の差異の処理年数

発生の翌事業年度から9年で処理しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,530 百万円	1,085 百万円
未払費用	220 "	223 "
賞与引当金	178 "	133 "
資産除去債務	97 "	85 "
有形固定資産	89 "	40 "
早期退職慰労引当金	10 "	26 "
退職給付引当金	140 "	17 "
無形固定資産	91 "	6 "
資産調整勘定	39 "	- "
その他	11 "	5 "
繰延税金資産合計	2,410 "	1,625 "
繰延税金負債		
無形固定資産	608 "	404 "
資産除去債務に対応する除去費用	72 "	56 "
その他	- "	1 "
繰延税金負債合計	680 "	462 "
繰延税金資産の純額	1,730 "	1,162 "

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	417 百万円	388 百万円
固定資産 - 繰延税金資産	1,312 "	774 "

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0 %	41.0 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	48.6 "	13.1 "
損金不算入ののれん償却額	128.8 "	44.7 "
抱合せ株式消滅差益	- "	11.3 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	101.7 "	- "
住民税均等割	1.1 "	0.4 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	- "	17.9 "
その他	1.5 "	0.3 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	119.2 %	106.2 %

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）において使用した法定実効税率は、前事業年度の41.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成27年4月1日以降のものについては35.6%にそれぞれ変更されています。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が103百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が103百万円増加しています。

## (企業結合等関係)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（共通支配下の取引等）

## 1. 取引の概要

### (1) 結合当事企業の名称

結合企業：ブラックロック・ジャパン株式会社

被結合企業：ブラックロック証券株式会社（以下、「BSC」という。）

### (2) 主な事業内容

第一種金融商品取引業

### (3) 企業結合日

平成23年4月1日

### (4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、BSCを吸収合併消滅会社としました。

### (5) 結合後企業の名称

ブラックロック・ジャパン株式会社

### (6) 取引の目的を含む取引の概要

当社はグループ内における再編の一環として、平成23年2月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、平成23年4月1日付で当社を吸収合併存続会社とし、100%子会社であるBSCを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、本吸収合併の効力発生時点においてBSCの株主は当社のみとなっていることから、本吸収合併に際して、当社はBSCに対して、株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

## 2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### 1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

### 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該定期建物賃貸借契約上の賃貸借期間10年と見積り、割引率は1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高（注）	233	237
時の経過による調整額	3	3
期末残高	237	240

（注）前事業年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる残高であります。

## （セグメント情報等）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	5,677	9,800	2,292	17,771

## (2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	その他	合計
14,812	2,958	17,771

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。



## (3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

## (1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	4,207	7,952	4,287	16,448

## (2) 地域ごとの情報

売上高

（単位：百万円）

日本	北米	その他	合計
12,063	3,092	1,292	16,448

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (3) 主要な顧客ごとの情報

政府系機関に対するものを除き、営業収益の10%以上を占める主要な顧客に該当するものではありません。

## 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

**(関連当事者情報)**

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラック ロック・ ジャパン ・ホール ディング ス(合)	東京都 千代田区	1万円	資産運用 会社等の 事業の支 配・管理	(被所有) 直接 100	出資	新株 の発行	3,900	資本金	1,950
									資本 準備金	1,950

## 当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 ニュー ヨーク州	9,889 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	0	未収収益	282
							受入 手数料	1,403		
							委託 調査費	1,047	未払費用	106
							事務 委託費	111		

## (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

## 前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ブラック ロック 証券(株)	東京都 千代田区	1億 5千5万円	第一種 金融商品 取引業	所有 直接 100	出資	受取 配当金	500	-	-

## 当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ブラック ロック 証券(株)	東京都 千代田区	1億 5千5万円	第一種 金融商品 取引業	所有 直接 100	吸収合併 消滅会社	吸収合併	承継資産 合計:846	-	-
								承継負債 合計:387		

## (3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルック・ス・フィスコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	10万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	借入金	-	長期借入金	6,337
							支払利息	333	未払利息	-

当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	ブラックロック・ルック・ス・フィスコ・S.a.r.l.	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	10万米ドル	資産運用会社等の事業の支配・管理	なし	ローン借入	資金の返済	1,100	長期借入金	5,237
							支払利息	172	未払利息	-

## (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 親会社への新株発行については、当社に対する貸付金を出資の目的とする株式発行であります。
- (2) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (5) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (6) 子会社からの受取配当金については、子会社における平成23年3月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社は配当金を受領しました。
- (7) 子会社との吸収合併については、共通支配下の取引として算定された額を計上しております。
- (8) 支払利息については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は差し入れておりません。
- (9) 長期借入金の期末残高のうち、5,237百万円は劣後特約付借入金に係るものであります。

## 2. 親会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ブラックロック・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク（非上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,389,292 円 18 銭	1,270,562 円 50 銭
1株当たり当期純損失金額	4,171 円 51 銭	3,570 円 78 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純損失（百万円）	38	36
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（百万円）	38	36
普通株式の期中平均株式数（株）	9,316	10,158

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。 )又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。 )と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
平成19年9月18日	証券業登録に伴う商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	商号変更(「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更)のため、定款変更を行いました。
平成19年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
平成19年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
平成20年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
平成20年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
平成21年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
平成21年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更(「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更)および定款変更を行いました。
平成23年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 2,799億円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### <参考：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 51,000百万円(平成24年3月末現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

#### (2) 販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成24年3月末現在)	事業の内容
楽天銀行株式会社 <sup>*</sup>	25,954	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
藍澤證券株式会社	8,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	
株式会社 S B I 証券	47,937	
日の出証券株式会社	4,650	
マネックス証券株式会社	7,425	
三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社	8,000	
水戸証券株式会社	12,272	
楽天証券株式会社	7,495	

\* 楽天銀行株式会社は、平成25年1月1日より当ファンドの取扱いを行わない予定です。



## 2 【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

受託会社(受託者)として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

### (2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、換金に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3 【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3 【その他】

1 交付目論見書の表紙等に、以下の事項を記載します。

(1) 委託会社等の情報

委託会社名

金融商品取引業者登録番号

設立年月日

資本金

当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額

「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨

(2) 受託会社に関する情報

受託会社名および「ファンドの財産の保管および管理を行う者である。」旨

(3) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載します。

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間等

請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に添付されている旨

(4) 交付目論見書の使用開始日

(5) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載します。

届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

(6) その他の記載事項

商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、

以下「投信法」という。）に基づき事前に投資者の意向を確認する旨

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の

記録をしておくべきである旨

「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

2 交付目論見書の「投資リスク」記載箇所に金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を記載します。

3 目論見書は別称として、「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

4 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成24年11月21日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成24年4月3日から平成24年10月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック拡大欧州株式ファンドの平成24年10月1日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会

御中

## 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川本修司	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若林亜希	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上